

淀川水系流域委員会 第56回委員会

議事録（確定版）

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

寺川委員 村上興正委員 村上哲生委員

日 時 平成19年 1月30日（火）
午後 2時31分 開会
午後 6時11分 閉会
場 所 大阪府中央公会堂 3階 中集会室

[午後 2時31分 開会]

1. 開会

○庶務 (日本能率協会総研 近藤)

定刻となりましたのでこれより淀川水系流域委員会第56回委員会を開催いたします。本日の出席委員は21名となっております。定足数の13名に達しておりますので委員会として成立しておりますことをご報告いたします。司会進行は委員会庶務近藤でございます。よろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、配付資料の確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきます。まず、配付資料でございますがお配りしました封筒の中に黄色い「発言にあたってのお願い」それから「議事次第」「配布資料リスト」とございまして、右肩に番号がついてございます資料で「報告資料1」「審議資料1-1、1-2、1-3、1-4」「審議資料2-1-1、2-1-2、2-2、2-3」「審議資料3」「審議資料4」「参考資料1」の、合わせて12点が入っております。ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、参考資料1「委員および一般からのご意見」につきましては前回の委員会であります1月5日に開催しました第38回琵琶湖部会以降に委員会に寄せられた意見を整理しております。続きまして発言に当たってのお願いでございますが、発言いただく際は「発言にあたってのお願い」を一読いただきまして、発言の際は必ずマイクを通してお名前をご発声してから発言いただきますようお願いいたします。一般傍聴の方にも後ほど発言時間を設けておりますので、審議中の発言はご遠慮をお願いいたします。携帯電話につきましては音の出ない設定をお願いいたします。

それでは、今本委員長よろしくお願いいたします。

○今本委員長

今本です。きょうは、この委員会が任期満了を理由として休止される最後の委員会です。振り返りますと、長い人は6年、短い方でも2年、この委員会のために非常に努力していただきました。また、一般傍聴者の方にも、きょうはとくに多数ご出席いただいておりますが、ありがとうございます。最後まで私ども全力を尽くしてこの委員会の審議に当たりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

2. 報告

1) 前回委員会以降の会議開催経過について

○今本委員長

それでは、早速ですが報告に入らせていただきます。庶務からお願いします。

○傍聴者（酒井）

委員長、委員長。

○今本委員長

はい。

○傍聴者（酒井）

淀川水系流域委員会休止、レビュー委員会の設置に関する議論を前提としての審議を進める上での意見を申し上げたいと思います。異例ですがよろしく申し上げます。

○今本委員長

却下します。

○傍聴者（酒井）

では委員長。

○今本委員長

却下します。

○傍聴者（酒井）

12月25日のメンバーだけによる内部の会議に近畿地整からの提案を明らかにしてください。

○今本委員長

却下します。

○庶務（日本能率協会総研 高橋）

それでは、第55回委員会以降の会議開催経過についてご報告申し上げます。報告は庶務の高橋でございます。

第38回琵琶湖部会結果報告でございます。2007年1月5日金曜日に開催されました。決定事項でございます。本日いただいたご意見を参考に1月9日までに今後の課題をとりまとめて各委員に送信し、第55回委員会に提出する。必要な作業が発生すれば追加作業を行う。報告の概要でございます。庶務より水位操作ワーキング等の経過報告がなされました。審議の概要でございます。①琵琶湖部会における次期委員会に引き継ぐ課題に整理について審議がなされました。主な内容は、治水について、利水について、環境について等でございます。一般傍聴者から2名のご発言がございました。以上でございます。

続きまして、第35回淀川部会結果報告でございます。1月8日13時から14時35分まで開催されました。決定事項でございます。本日いただいたご意見をもとに審議資料1「引き継ぐべき課題－淀川部会」を修正し、第55回委員会に提出する。審議の概要でございます。①淀川部会における次期

委員会へ引き継ぐ課題の整理。淀川での課題や部会として検討できなかったことを整理したい。審議資料1には、説明や河川管理者の要望も含まれているが、最終的にはポイントを絞ってとりまとめたいという部会長の発言がございました。一般傍聴者から4人の方からご発言がございました。以上でございます。

続きまして、第5回木津川上流部会結果報告でございます。1月8日14時50分から16時10分まで開催されました。決定事項でございます。いただいたご意見をもとに審議資料1「木津川上流における次期委員会引き継ぐ課題（案）」を修正し、第55回委員会に提出する。審議の概要でございます。①木津川上流部会における次期委員会へ引き継ぐ課題の整理につきまして、環境について、治水について、利水について、維持管理について、ダムについて、その他審議がなされました。4名の方からご発言がございました。以上でございます。

続きまして、第32回猪名川部会結果報告でございます。1月8日16時30分から18時5分まで開催されました。決定事項でございます。いただいたご意見をもとに審議資料1「猪名川における次期委員会に引き継ぐ課題の整理（案）」を修正し、第55回委員会に提出する。審議の概要でございます。①猪名川部会における次期委員会引き継ぐ課題の整理として。治水について、環境について、利水について、利用、河川レンジャーについて、等について審議がなされました。5名の方からご発言がございました。以上でございます。

続きまして、第83回運営会議結果報告でございます。1月11日11時から14時20分の間に開催されました。検討内容及び決定事項でございます。①庶務より報告。本日の出席委員について報告を行いました。②本日の会議について。その進め方について審議が行われました。③他の審議事項につきまして、各部会の意見書について、次期委員会への申送り（案）、レビュー委員会・任期延長・整備局への申し入れ事項について、今後の会議開催について審議がなされました。以上でございます。

続きまして、第55回委員会結果報告でございます。1月11日に開催されました。決定事項でございます。「水需要管理に向けて（案）」、「住民参加のさらなる進化に向けて（案）」、各地域別部会の申し送りに対する修正意見や少数意見があれば提出する。意見の採用・不採用については運営会議に一任する。淀川水系流域委員会のレビュー作成委員として今本委員と寺田委員を推挙する。ダム等の管理に係るフォローアップ定期報告書の審議を目的とする委員任期延長は申し出ない。

「次期委員会への要望」について検討し、河川管理者に提出する。検討メンバーについては委員長に一任する。反省すべき点等の意見があれば提出する。報告の概要でございます。前回委員会以降の結果報告がなされました。審議の概要でございます。①ダム等の管理フォローアップ定期報告書

への意見について ②利水・水需要管理、意見聴取反映、水位操作に関する意見について ③次期委員会への申送り(案)について審議がなされました。④その他として、流域委員会のレビュー作成、委員任期延長、次期委員会の展望について意見交換がなされました。そして7名の方からご発言がございました。以上でございます。

続きまして、第11回ダムWG検討会結果報告でございます。1月15日に開催されました。決定事項でございます。「事業中のダムについて当面実施すべき施策についての意見(案)」及び「平成18年度ダムフォローアップ定期報告書へ意見(案)」への意見がある委員は1月18日までに提出する等が決定されました。2審議の概要でございます。①事業中の5ダムについて当面実施すべき施策について。委員より「事業中のダムについて当面実施すべき施策についての意見(案)」について説明がなされた後、意見交換がなされました。主な意見は、「はじめに」及び「1 各ダム共通の事項」について、「2 丹生ダム関連」について、「3 大戸川ダム関連」について、「6 余野川ダム関連」についてでございます。また、2名の方からご発言がございました。次に、②ダム等管理フォローアップ定期報告書への意見について審議がなされました。主な意見は、各ダム共通事項について、天ヶ瀬ダムについて、日吉ダムについてでございます。また、1名の方からご発言がございました。

続きまして、第84回運営会議結果報告でございます。1月22日に開催されました。決定事項と審議概要でございます。各意見書の作成状況について説明がなされた後、意見書の内容や今後のスケジュール、少数意見等について審議がなされました。主な決定事項と意見は以下のとおりでございます。まず、①ダム等管理フォローアップ定期報告書への意見について、ダム等管理フォローアップ定期報告書への意見は、ダムごとに意見書を作成する。続きまして、②水需要管理に向けて、意見聴取反映、水位操作に関する意見書について審議がなされました。続きまして、③次期委員会への申送りについて。第55回委員会で提出された各地域別部会の申し送りをもとに部会長が最終的なとりまとめを作成する。そして④当面実施すべき施策についての意見について、⑤委員会の休止に際しての声明(案)について審議がなされました。

以上でございます。

○今本委員長

ありがとうございました。ただいまの報告に対しましてご注意いただくことございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、お認め願います。

3. 審議

1) ダム等管理フォローアップ定期報告書への意見について

○今本委員長

続きまして、審議に入らせていただきます。最初はダム管理フォローアップ定期報告書への意見についてであります。この問題は2年前にこの委員会に対して新たに諮問に加えられましたダムフォローアップ調査についての意見であります。今回、4つのダムを対象に各定期報告書を読ませていただきました。また、現地のダムも見させていただきました。そういったことをもとに委員会としての意見をまとめています。お手元の審議資料1-1からですが、天ヶ瀬ダム、青蓮寺ダム、日吉ダム、高山ダムの4つですが、この4つをテーマごとに分担して検討しました。その主な結果を担当者からご説明いただきます。

最初は「洪水調節」ですが、金盛さんよろしく申し上げます。

○金盛委員

洪水調節を担当しました金盛でございます。意見を申し上げます前にどのような視点でこれを見させてもらって案を提起したかということ申し上げますが、2つありまして、1つは報告書のレベルをどう考えるかということですが、これは国土交通白書、建設白書とかいろいろありますが、そういう白書よりもさらに専門的であるべきではないかというふうな視点で、調査、観測、検討の資料、不足するものはないか、求めるものがないか、こういった点が1点であります。もう一点は報告書の内容が一層理解しやすいものになるためにはどうしたらいいか、あるいはもっと深く理解されるためにはどうしたらいいかという観点、この2つの観点から報告書を検討いたしました。そして案をつくり、関係の委員にいろいろ意見を承って本日を迎えたわけであります。

意見であります。4ダムに共通するものと、それから個別のダムで分けまして、それぞれ要点的なところだけ申し上げます。まず4ダムに共通するものであります。1つは洪水調節の効果の検証であります。これは定期報告書の手引き書というのが出ておまして、これにも関係することではございますが、この検証は著名な3ないし5の洪水に限定して行うようになっておるわけですが、そういった数に限定することなく、被害が生じた洪水、あるいはダムなしのときに被害が生じたであろう、そういう可能性のある洪水、つまり調節効果が推測される洪水についてすべて行っていただきたいということでもあります。

次に「想定氾濫区域の状況」でございますが、これには想定氾濫区域図が示されておりますが、氾濫区域の原因、誘因となります河川の整備状況や河道の疎通能力もあわせて提示される必要があるのではないかということでもあります。3つ目でありまして、洪水調節の効果の検証の方法についてであります。効果の検証は下流基準点の1ないし2点で検証がなされておりますが、さらに加えて治水の懸案地点を選ばれる必要があるということでもあります。このときに複数のダムの効果が推

定される場合は、その複合効果の状況を示す必要があるということでもあります。

4点目、ダムによって労力の軽減ということがあるわけですが、つまり洪水の継続時間が減少することによって水防活動に従事する時間が減少するということがありますが、これを水位のデータから読み取って評価されております。実際の水防活動に照らしてどうであったかという点についての整理が欠けておりますのでこの点を指摘しております。以上は4つのダムにそれぞれ共通するものであります。

個別のダムでは、こういった共通するものをそれぞれ書いておりますが、特にここで個別ダムとして申し上げたいのは日吉ダムであります。資料1-3になりますが、この日吉ダムの操作は特記事項としてこのダムの操作が河川の現況を踏まえた操作、つまり暫定運用であるということでもあります。この点は大変重要でありますので、こういう暫定運用であるということを防災関係者や沿川地域の住民に十分知ってもらう必要があるのではないかと指摘しております。それから評価でございますが、平成16年の台風23号時のときにはこのダムの調整操作によりまして相当の効果があつたと推定されるわけですが、その検証が不十分であります。検証が行われていないと言っているのではないかと感じております。いろいろ項目を指摘しておりますが、こういった点が示されておられません。したがって、改めて検証する必要がある、「まとめ」としては不適切であるということでございます。

以上であります。

○今本委員長

はい、ご苦労様でした。ご質問等は全体の報告が終わりましてから承りたいと思いますのでよろしくをお願いします。

続きまして、「利水補給」、荻野先生お願いします。

○荻野委員

荻野でございます。利水補給についてご報告させていただきます。4ダムについて共通の事項でございますが、まず第1は手引きというのがございますが、手引きに従った記述になっていない項目が多くございました。不完全であろうかと思えます。第2点は利水安全度との関連につきまして、各ダムの利水補給について、本委員会で利水安全度の低下が言われておりますが、この4ダムについてそのような記述が見当たらない、実力低下に関するきちんとした評価が、あるいはデータが出されていないということを確認しなければならないということです。

3番目は「手引き書に従って記述していない」に関連することではありますが、各ダムには基準点が設けられております。利水補給に対する基準点流量との関係が十分記述されていないというふう

に思われました。それから4番目でございます。ダム群の利水補給についてでございます。1つは青蓮寺、高山ダム、ここにはございませんが比奈知ダム等々、木津川上流の5ダムはまとめて総合的利水管理になっております。それぞれのダムの役割、ダムの貢献度といった形で記述が欲しいところではありますが、そういうところがきちんとダムごとに峻別されたデータあるいは評価がなされておられません。

最後にまとめ、評価のところでございますが、利水補給の効果あるいは利水補給の評価が、以上のような観点から若干あいまいになっております。個別ダムにつきましては、今申しましたように青蓮寺ダムと高山ダムの関係がございます。もう一つは、天ヶ瀬ダムにつきまして瀬田川洗堰の放流量と天ヶ瀬ダムの利水補給の関係が釈然といたしておられません。以上、不足分ばかり申し上げましたけれど、この内容は本報告に、定期報告に記載してほしいものと、それから次回検討していただきたいという項目に分けて記載しております。参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○今本委員長

ご苦労様でした。続きまして、「堆砂」に移らせていただきます。これは澤井さんお願いします。

○澤井委員

澤井です。ダム堆砂の問題は、マニュアル等を見ましてもほぼ貯水池の中にたまった土砂の分析ということに重きが割かれています。ところが現実はどうかといいますと、上流から土砂が生産されてきて、それが河道にたまり、そしてダムの中に入り、さらにダムから一部が出ていくというプロセス、ひいては海岸までを含んだ、流砂系というものでとらえないといけません。その調査の観点が欠落しているというのが第一のポイントです。例えば下流の河床変動なんかもあわせてこのダム堆砂問題としてとらえてほしいというのが第1点です。

それから、モニタリングの方法としまして、ダム堆砂というのは通常年数を経るにつれて堆砂量がふえているんですが、データを見ていますと時々減少している場合があります。これは実際にダム堆砂の掘削とかが行われて減った、あるいは流水によって洗掘されたということが否定はできませんけれども、それであればそういうことを明記すべきであると思えますし、減っているというのには特に慎重な検討が要るだろうと思えます。幾つか見ていますと、どうも何年を境に測量方法が変更されたというようなことがあるわけですけども、そのときにどういった測量では信頼性がどのくらいあるとかいうことをきちっとチェックして、統一した評価をしないとイケないというのが第2点目です。

それから、土砂の量についての評価に終始していることが多いんですが、実はダム堆砂というの

はその粒径分布が非常に重要です。特に河床の低下なんかを考えるとときには粒径分布を無視しては議論ができません。したがって、調査項目として必ず土砂の粒径を入れるということを加えていただきたいというふうに思っています。それから量についてですけども、おおむねこの流域内の4つのダムについては当初の計画、100年堆砂ということで計画されている堆砂量の前後のスピードで進んでいっているということで、大きな問題がないというようなとらえ方になってはいますが、仮にそれが計画どおりに進んでいっているとしても、やがて100年後には計画堆砂量がいっぱいになってしまうわけです。その後どうするのかということをおの今時点からやはり考えていかないとはいけない、そのことについての記述が欲しいというのがその次のポイントです。

それから、今たまっている量がそれほど多くないとしてもその場所の問題があります。いわゆる有効容量内に堆砂しているというので、それに対しては対策が必要になるわけですけども、その有効容量の設定というものについて明記をしてほしい。水平堆砂ということではなくて、ダム堆砂機構に基づいた分け方をしてほしいというのがその次のポイントです。それから個別のダムですが、下流に置き土砂をして環境を復元するような試みをしているダムがありますけども、そのことについても記述をしていただきたい。あるいはダムの中にたまった土砂をポンプによって排砂をしている試みをしたというようなことを聞いている例がありますけども、それについても記述をしてほしい、そんなことを書かせていただきました。

以上です。

○今本委員長

はい、ありがとうございました。続きまして、「水質」に移らせていただきます。

村上哲生先生お願いします。

○村上哲生委員

水質を担当いたしました村上でございます。全体のことからまずお話をいたします。まず、ダムの調査、ダムの水質調査、これはダム貯水池水質調査要領、これが既にできておりますので、その要領に基づいてやられております。ですから、各ダムとも同じようなスタイルの報告書になっているわけです。これは調査のレベルを一定以上に保つためには非常に必要なことです。しかしダムは各々立地も運用状況も違いますので、各ダムにめり張りのきいたような調査項目の選定を選ぶ必要があります。まずそれが第1番目のことです。

さて水質調査の結果ですけども、これは近年発達してきました連続測器などの測定、その整備も相まって非常に貴重な資料が集まっております。特にダムの水温分布、濁りの分布、これは今まで日本の陸水学には余り提供されなかったデータですので、これから非常に貴重なものになると思

います。しかしこういったダムの水質調査、これはなかなか一般の人が近づきにくいものでもありまして、非常に手間がかかるものでもあります。非常にいい結果が出ていると同時に、これを外部からチェックするシステムが必要になってくるわけです。ですから全体としては、まず調査項目の選定、それから結果の解釈に当たっての解析がうまくやられているか、それから既存の資料などがきちんと網羅的に収集されているか、こういったことを明らかにして外部からこの水質調査、一般の人がなかなかやりにくい水質調査がうまく運用されているかどうか、これを検証していくことが必要になります。

例えば、具体的なことで申しますと、青蓮寺ダム、それから高山ダムではアオコ、淡水赤潮などが発生しています。しかしそれがどういうふうにして観測されているかといいますと、今のところまだ目視観測に終わっている。やはりプランクトンの量として数として、きちんと精良なデータを出す必要があります。それから結果の解釈に当たっても、恣意的なものではなくて統計的にも、それから論理的にも満足がいくものでなければいけません。例えば高山ダムの噴水による水質浄化、浮島による栄養塩の吸収、それから浅層曝気、これは日吉ダムでやっておりますけれども、そういった効果、それが果たして科学的に見ても確かなものであるかどうか、それを外部からきちんとチェックするようなシステム、報告書になっていないと困るわけです。それから資料の引用もそうです。例えば天ヶ瀬ダムではオイカワの斃死が報告されております。しかしこれについてはもう既に十分な研究がやられているわけです。そういうものをきちんと網羅的に集めて、既存の知識を生かしてダムのフォローアップの報告書に生かす必要があります。

それからダムの水質問題、これは今のところダム湖の中の水質問題で終わっているところがあります。ダムの上流、集水域から水が流れてきて下流にまた流れていくわけなんですけどもダム湖の水質がどのように形成されるかということは、それは当然集水域も視野に入れなければいけない。それからダム湖の水質が変われば、その下流の水質も変わります。では、その水質が変われば生物相がどう変わっていくか、それも検討すべきことではありますけども、水質は水質、生物は生物と分けられている、これはやがて将来的には関連させて解析しておく必要があると思います。

それから、これも将来の課題ですけれども、数値シミュレーションモデル、それからVollenweiderの水質モデルなどがいろいろとつくられております。これはダムの今後、既存のダムの水質評価だけではなくて、新しいダムを建設する場合にも必要となってくるような知識となります。しかしそれらモデルはいまだにまだ満足すべきレベルのものにはなっておりません。これからモデルの妥当性を検討する必要がありますし、それから日本のダムにこういった外国生まれのモデルが果たして本当に使えるかどうか、これをきちんと検討していく必要があるのではな

いかと思います。

以上です。

○今本委員長

ご苦労様でした。続きまして、「生物」に入ります。

角野先生お願いします。

○角野委員

生物を担当しました角野です。4つのダム全体に共通することとしまして、まず1つは調査方法が明らかでない例が散見されました。これではダムの環境の変化を系時的に追跡していく上で支障がございますので、再現性のある方法をとること、そして調査地点を選定する場合の根拠を示すこと等を含めて、調査方法について意見を述べました。また、結果は図表に示してあるわけですが、説明不足のためにどのように読めばいいのかわからないようなところが何か所かあります。それで、データの示し方についても意見を述べています。また、データについては、例えば全種リストのように生データの羅列とか、あるいは解析が不十分というような点がありましたので、やはり今後は生物多様性、あるいは生態系の成り立ちについても視野に入れることでダムの動態についてより深い理解が得られるものと考えましたので、善処を求めました。それぞれのダムにつきましては理解しづらい点とか、あるいは改善すべき点がありましたので、これについては具体的に指摘いたしました。

私の方からは以上ですけれども、一緒に生物をまとめました村上委員の方から少し補足があるようです。

○村上興正委員

村上です。全般的な問題としまして、生物多様性の保全と回復という何か評価基準になるものをちゃんと設けないといけない、そういった評価基準を設けて、そうしたら例えば絶滅のおそれのある種をちゃんと絶滅のおそれから防ぐとか、それから特異な生物群集、生態系みたいなものを保全するとか、そういったものができます。そうすると、それに伴って調査場所の選定とかが全部変わります。そういったところで非常に調査場所の選定根拠があいまいです。これは基準があいまいなことによっていると思います。

それともう一点気になりますのは、例えば水質の場合はこういうことが起こりましたというたら方針と管理に結びついているんです。ところが生物の場合はこれこれのことが起こっています、変化が起こっていますといっても、それが次の方針のところにきっちり結びついてない、管理に結びついてないということが特徴です。ですから、一番それを重くきっちり出ているのが例えば外来種で

ありまして、外来生物法に取り扱われている種のオオクチバスやブラックバスでさえ、今後気をつけるぐらいの程度のことしか書いてない。それで対策というものが一切書いてない。対策としては幾らでもやることがある。放流禁止とか釣り禁止とか、そういった措置のことが一切反映されていない。何のためのフォローアップかということが非常に疑問に思いました。

以上です。

○今本委員長

はい、ご苦労様でした。続きまして、「水源地域動態」、これは岡田さんからお願いします。

○岡田委員

岡田です。手引き書によりますと、ここは2つの流れから評価を行うということになっております。1つは地域とのかかわりからダム建設管理以降のダム事業の諸課題を整理して、その変遷を整理する。ダムが地域でどういう役割を果たしてきたか、今後の位置づけはどうかということについて評価してほしいということです。もう一つはダム周辺整備事業とダム及びダム周辺の利用状況から評価を行ってほしい。その点について十分に施設が利用されているかどうかということについて評価してほしい。最後はこれをまとめてダム及びダム周辺の社会的な評価の総括を行い課題を整理する。手引き書がこういうふうになっておりますから、お示しいただいたものもこれに沿って網羅的に挙げていただいていると思います。

さて、全般的なことのみコメントしますと、以下のようなことが申し上げられると思います。各ダム地域にかかわる水源地域動態に関する定期報告書はそれぞれ多様な事業、施策の説明が盛り込まれ活動も多岐にわたっており、その点では全般的に見て真摯な努力がなされていると評価できる。しかし全体的に総花的過ぎて何が重点的な取組なのかが明確ではない。ちなみに私は、これはこの手引き書自体のガイドラインがそうさせているところもあると思いますが、もう少しこの重点的なところについて言及する方法もあるんじゃないかというふうに思います。

いずれにしてもそこがよくわからない、特に過去5年程度の間には条件はどんなふうに変化してきたか、それが当初の目標や趣旨に即して計画的に進捗しているのか、もくろんだ効果を上げているのか、判断する評価指標や資料が十分に提示されていない。そのため水源地域動態の評価が適切に行えない。そこで水源地域動態にかかわる事業等の評価を求めるに当たっては、1つはどの施策に重点的に取り組んでいるのかを明確に示す。それからその目標や評価の基準を明示する。それからその判断のためのデータや情報を適切に提示する必要があると考えます。

また個々のダムでいろいろ数字が出てきていますが、例えばダム見学者、利用者のデータが示されています。これについて増大していたり減少してきたりいろいろするんですが、それが戦略的に

講じた施策の効果なのか、あるいはそもそもそういうことを目標としているのかどうか、そのこと自体がダムによっては適切でないのではないかとというようなことが疑問してあります。ですから、そういうことも含めて目標と評価の指標は何であるかということについて明らかにする必要があるかと思います。

以上です。

○今本委員長

ありがとうございました。以上が各論といいますか各テーマごとに見た意見であります。最後にこの定期報告書の作成のしかたが手引き書にのっているわけです。例えば手引き書にダムの建設前後の比較は行わないというのがありまして、そのために行われていません。しかし生物などのデータについては、前後を比較して価値あるところがあるわけですから、そういった面については比較してほしいというのが共通的な意見として出されています。

さらに、手引き書にはないが是非追加してほしいことが、例えばダムの本体の変形だとか漏水量といった問題です。これは最近、水力発電ダムでこういうデータに改ざんがあるということで社会的に問題がありましたが、この事業にかかわる報告書にはそういったデータが含まれておりません。ぜひこういうものは報告書に載せるべきじゃないかと考えます。また、経費についての記述がありませんが、これもやはり社会的な関心の高いところですのでぜひそれを反映させていただきたいと思っています。

全体を通じまして何かご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。では、現在この報告書は(案)となっておりますが、この(案)を取らせていただいてよろしいでしょうか。それでは、これを報告書にさせていただきます。河川管理者あるいはダム事業者にとりましてはぜひ次回の報告書にはこういった意見を反映させていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

2) 利水・水需要管理、意見聴取反映、水位操作に関する意見について

○今本委員長

では審議の2番目に入ります。2)はこの委員会に設けられております部会あるいはワーキングからの報告書であります。まず最初は利水・水需要管理部会からの報告で資料の2-1-1に「水需要管理の実現に向けて(案)」という意見書が出されてあります。利水・水需要管理部会の部会長の荻野先生からお願いします。

○荻野委員

荻野でございます。利水・水需要管理部会が取りまとめを担当いたしました意見書についてご報告申し上げたいと思います。

お手元の審議資料2-1-1と2-1-2でございます。2-1-2は金盛委員から寄せられた意見でございますが、あわせてごらんいただきたいと思っております。

まず、表紙を見ていただきますと、「意見書」というふうになってございます。前回は「提言」というふうに書きました、また、表題の方も「水需要管理の実現に向けて」の「実現」という言葉が前回と異なっております。前回の案を提案いたしまして、委員の皆さんからたくさん意見をいただき、感想も寄せられました。運営委員会におきまして審議をいたしました結果、このように、意見書あるいは表題に「実現」という言葉をつけ加えて、「水需要管理の実現に向けて」ということにさせていただいております。

次に、ページをめくっていただきますと、1ページの一番初めに「要旨」というのが入っております。内容のご理解をいただくために、運営会議で要旨を入れてはどうかというご意見がございまして、要旨を入れようということになりました。委員の皆さんには、大変短い時間に意見募集をさせていただいたのですが、たくさんの意見、コメントをいただきまして修正したものがこの要旨でございます。

内容であります、中身は何も変わりませんが、句読点や「てにをは」の微調整をさせていただいております。要旨は、多分初めて読まれる方もいらっしゃると思いますので、要旨を読ませていただいて内容の説明にかえさせていただきたいと思っております。

それでは、要旨を読ませていただきます。

この意見書は、河川管理者が淀川水系河川整備計画を策定するあたり、施設整備計画と利水管理の円滑な実施にむけて検討すべき事項をとりまとめたものである。

意見書の表題は「水需要管理の実現に向けて」となっている。水需要管理は河川の自然環境の回復と保全を目的に、水需要を抑制し、新たな施設の建設によらない水資源管理をめざして、①水需要の実態を精査確認し、②水利権の見直しと用途間転用の実施、③渇水時の水融通の拡大・渇水調整の早期化、④渇水対策会議の機能強化等をもとにして、これまでの水供給管理から水需要管理に転換することを骨格としている。

ダム等の水資源開発施設の整備は河川管理者にとって重要施策の一つである。ダム等の開発は他の河川事業にもまして慎重に検討し、ダム等の開発が自然環境および社会環境に与える影響の大きいことを重く受け止め、水供給の拡大に一定の歯止めを設けて、流域の節度ある水資源管理の実現に向けて、力強い施策の実施を期待している。

河川管理者は、開発から管理の時代に軸足の転換を図っているなかで、平成9年の河川法改正にふさわしい水資源政策のビジョンを描いてもらいたい。この意見書では水資源開発の基本政策の転

換を示唆し、新しい水資源管理の方向を示している。水資源管理のソフトソリューション、ソフトの「ソ」が「シ」になっております。訂正をお願いしたいと思います。ミスプリントでございます、済みません。ソフトソリューションという言葉でいくつかの水需要管理の具体策を提案している。また、環境コスト負担という新しい概念も提案している。これらは淀川水系河川整備計画策定の基本的な理念をなすものである。

住民意見の聴取・反映や住民参加、住民との連携・協働は委員会で取り上げられた重要課題であり、利水管理の分野においても住民の参画は不可欠である、と考えている。河川管理者は自治体の機能と市民の英知や力が河川行政に反映できるよう、自治体や市民活動に政策的支援を積極的に図ることが望まれる。河川管理の縦割り行政の弊害を補うものとして自治体の総合的な行政対応を活用することを期待したい。情報の公開や施設の透明性・説明責任等が必要なことは言うまでもないが、水需要管理への転換のため社会的合意を形成することが重要で、自治体・市民との密接な連携の下で、総合的な施策として水需要管理に取り組んでいくことが必要である、ということで述べさせていただきました。

最後でございますが、資料の提供と惜しみない努力を積み重ねてこられました河川管理者の皆さんに、深甚なる謝意と敬意を表したいと思います。また、水資源機構、自治体、水道事業者、土地改良区、関心を寄せられた多くの住民・傍聴席の皆さんから、多くの示唆に富むご意見、ご教示、ご協力をいただきました。心より感謝申し上げる次第でございます。どうもありがとうございました。

○今本委員長

ありがとうございました。

この意見書に対しましては、審議の段階から少数意見が出されております。資料の2-1-2にありますように、金盛さんからですが、趣旨をご説明いただけますか。

○金盛委員

金盛でございます。

この意見書には、根幹にかかわります幾つかの事項で意見を異にしますので反対の態度をとることにいたしました。意見書にその論拠を示しておりますので、ここでは要点だけを述べさせていただきます。

私は、水需要管理が極めて大事である、重要であるということはそのとおりであると思っております。問題は、その水需要管理の位置づけであります。総合的な利水管理は水資源施設の整備が土台にありまして、その上で水需要管理が作用するものと考えております。しかしながら意見書は、

水需要管理が極めて重要であるとされまして、そのゆえをもって水需要管理の対極に水資源施設の整備を据えられまして、水資源の施設整備に関連すること、淀川水系フルプランや利水安全度、さらには安威川ダムの利水について否定もしくは否定に近い批判をされております。

まず、淀川フルプランでございますが、意見書では、「淀川水系フルプランはこの際根本的に見直されて、改定にとどまるのではなく、廃止されて新しい総合水資源管理制度を創設する」、10ページになります。それから、「淀川フルプランは形式的にも実質的にも内実が伴わなくなってきていると見てよい」、28ページであります。このように否定的な評価の記載があるわけでありまして、水需要管理は、先ほども申しましたが、フルプランの中にありまして、一層強く打ち出すとか、あるいは新しい柱として構築するという方向が適切ではないかと考えております。

それから、利水安全度であります。この利水安全度の考え方が、「新たな水資源開発につながりかねない」などとされまして、大変警戒をされております。しかし、これにつきましては、気象庁が少雨化傾向にあることを報告しているところでありまして、そういう傾向がありますときに利水安全度を、再評価して対応することは当然であると考えております。

それから、水需要管理を促す要因の一つに財政事情を挙げられているのですが、水需要管理は大変重要なことであるということはもう異論がないところでありまして、本来これは命とかそういうことにかかわる問題でありますから、財政事情に関係なく、すなわち財政事情がたとえ好調なときであっても推進されるべきものであると考えております。ですから、財政事情には関係が本来ないということでもあります。

最後ですが、大阪府営水道につきまして、これは記述の内容がよく理解できません。したがって、もう少し論旨を明らかにされるべきであると思います。ここで問題にされております安威川ダムの新規利水であります。これは大阪府において、いろいろここに書いてありますが、所定の手続を踏んで、妥当であると判断されまして政策決定された事案であります。特に当委員会で取り上げて問題にすることではないと考えるものです。

以上であります。ありがとうございました。

○今本委員長

はい。ただいまの意見に対しまして、ほかの方からご意見ございませんか。

○荻野委員

この意見書を取りまとめました責任者として、金盛委員からこのような意見をいただきましたことにつきまして、一面、感謝をいたします。と同時に、同じようなご意見をお持ちの委員の方もいらっしゃるかもしれません。必ずしもこの委員会でまとめました意見書が一本にまとまって一枚岩

ででき上がったものではないということは知っていただきたいと思います。そういう意味におきまして、委員長の今本先生にお願いいたしたいのですが、金盛委員が出されたご意見を、この意見書に、ぜひ反映していただきたいと思います。

反映の仕方でございますが、これまで提言あるいは意見書の中で少数意見あるいは反論、異論がある場合は、意見書に対する少数意見として、後ろにその文章を全文掲載するというふうなことがならわしになっていたと思います。本意見に関しましても、ぜひ全文を、この意見書にかかわる少数意見という形で掲載して、そういうセッションを後ろに設けていただきたいというふうを考えます。

いただきましたご意見につきまして、ここでもう一度議論をするのがよいかもかもしれませんが、時間の関係もございます。また、この議論は委員会と部会等々を通じましてずうっとやってきたことでございます。ある意味において、種平行線といいますか妥協を許さないような面があるかと思えます。このことについては、次期委員会において、あるいは河川管理者、あるいは一般傍聴者の皆様のご判断をいただきながら、じゅんじゅんと修正・改正を加えていただきたいというふうに思えます。

金盛委員が述べられるように、これは水資源管理の根幹にかかわるものに触れたところがございます。その触れ方、あるいは表現について、金盛委員からいただいた意見にもっともなものもあろうかと思いますが、一回ですべて合意が得られるというふうには思えません。委員会として金盛委員のご意見を全文きちんと反映できるような形で発表していただきたいというご要望を添えまして、とりまとめにあたった一人としての意見とさせていただきます。

○今本委員長

ただいま荻野さんからは、意見書に金盛さんの意見を後ろに添付して、それで意見書として提出したらどうかという提案がありました。内容、あるいは今の取り扱い、いずれでも結構ですので、ご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○川上委員

金盛委員のご意見は、傾聴に値するご意見だと私は存じます。この淀川水資源開発計画、いわゆるフルプランが、特に淀川の下流域の大都市の水の供給の安定化に貢献したということは、これはだれしもが認めるところであります。しかしながら、昭和37年から始まったフルプラン、40年を経過いたしまして、その間に流域の社会は大きく変化しております。今後、人口減少ですとか、あるいは産業構造の変化というものがさらに進みますと、水需要の構造も大きく変わってくるものと思われまます。恐らく、今後50年間、もっと極端に言いますと100年間は新たな施設開発による水資源

の確保というのは必要がないかもしれない、そういう状況に来ております。

水需要管理について、フルプランの中にあって、一層強く打ち出す、あるいは新しい柱として樹立することが望ましいというご意見については、私も賛成です。つまり、フルプランを全面的に見直して、そういう社会の変化に合ったものにするという意味で意義があると思います。

また、少雨化傾向につきましては、地球温暖化の影響かどうかはまだ科学的にはっきり証明されておきませんが、雨の降り方が少なくなったところと多くなったところが非常に偏在しております。せんだっての新聞報道によりますと、東京都はこの20年間で一番雨が多いというふうに報道されておりました。そういう地域も中にはあるわけです。したがって、この少雨化傾向を誇大に評価して、さらなる水資源開発に結びつけるというのは慎重に考えなければいけないというふうに思います。

そういう意味におきまして、このフルプランの従来の体制を乗り越えて、新たな水供給管理から水需要管理に転換してはどうかという提案がこの意見書の中心の提案であると思っております。その意味におきまして、これを河川管理者がどのように受けとめられるかはわかりませんが、委員会として提案することに大きな意義があると思います。そして、この金盛委員のご意見をこの意見書に添付することによりまして、さらに論点が明確になり深みが出て、この水需要管理の実現に向けての意見書がさらに意義深いものになるというふうに私は考えます。

以上です。

○今本委員長

では、ほかに。どうぞ。

○岡田委員

岡田です。結論的には、今、川上委員がおっしゃったことと近いのですが、私は、前回の委員会でも申し上げましたように、これに関しては、多少解釈に含みを持たせる形でこの考え方に賛同したいと思います。それは、要するに今までのフルプランの、あるいは今までの整備の方式を全否定するのではなくて、今まで欠落していた新しい柱をもう一つ立てて、そこに管理のあり方、整備のあり方の軸足の重心を少し移すことによって、新しいより総合化された整備のあり方に持っていくべきだと考えます。そういうある種の新しい方向性を少し強調する意味で、この水需要管理というのが挙げられていると解釈します。

ですから、全否定ではなく、対極に置くのではないという理解のもとに、この意見書がそのような意味合いを持って今後生かされるという理解のもとに、一応この考え方をサポートしております。

以上です。

○今本委員長

ほか、いかがでしょうか。

ただいまのご意見を参考にいたしまして、「水需要管理の実現に向けて(案)」の(案)を取り、金盛さんからの意見を添付して出すということでいかがでしょうか。お認めいただけますか。

では、そういうふうにさせていただくことにしまして、(案)を取らせていただきます。

次は、「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」という、これは「答申」となっています。答申といたしましたのは、このテーマがこの委員会の設置以来の諮問事項であるからです。これのとりまとめにご苦労いただきました三田村さんからご説明、お願いしたいと思います。

○三田村委員

三田村でございます。1月11日の委員会にご説明いたしまして、ほぼご了承いただいたものと思っております。そこで、その後の経緯と、それから新たに運営会議で出ました件について追加していきたいと思っております。それと、骨子についても後で若干ご説明したいと思います。

その後の開催経過は報告資料の1にございますように、先ほど言いました1月11日の委員会でおよそご承認していただいて、1月22日の運営会議で文言の整理を言い渡されまして、それを運営会議の方々を中心としてご了承いただきました。その後、つい先日の1月27日の運営会議で要旨をつけようということに急遽なりました。それに対して委員の複数名の方からご意見をいただきましたが、内容が文言のことで、時間が迫っておりましたので委員長に一任しました。内容について少し、初めての方もいらっしゃるでしょうから、ご説明したいと思います。

目次をお開きになっていただければありがたいと思っております。第1章で、河川管理者による意見聴取・反映の現状とその評価をワーキンググループとして評価いたしました。その1-1で文書と説明会による手法についての評価。それから、委員会が、対話討論会というのが非常に意見聴取・反映に効果があるということを提言、あるいは提言別冊、あるいは意見書で申しておりますので、河川管理者がその方法に準じておやりになったことについての評価と、さらに対話討論会をよりよいものに進化していくためにはどういうことが考えられるかということをお述べしました。

それともう一つは、少し内容は違いますが、河川管理者が淀川水系で幾つかの委員会をつくっていらっしゃるが、その中でも住民参加という視点から、このように考えていただくありがたいとか、こういう視点で各種委員会を運営していただくありがたいということの内容を点検して述べております。それが1-3でございます。

第2章、住民参加のさらなる進化に向けてどのような方法をとるとさらに進化していくんだらうかということをお述べております。一つは、意見聴取のあり方としてアンケートなんかの一つは有効

ではないかということを書いております。最も重要な点は2-2になります。「望ましい住民意見の反映に向けて」で、その2-2-2です、住民意見反映のための有効な方法として2つ、あるいは2つ半と言った方がいいかもしれませんが、提案しております。

1つは、専門部署をやはり設置していただきたい。これは提言のときからでございますけれども、それと人材育成というのが河川管理者にとってなぜ重要なのかということも説明しております。それから、住民側の意見を本当の意見であるかどうかということを理解するために、河川管理者が成長されるまでの間は専門家パネルのようなものをつくって、そこから意見をとられるのもいいのではないかと、そういう視点を述べております。それともう一つは、何よりも忘れてはならないのは、管理者の自己評価、自己総括が最も基本になると述べております。

第3章は、以前からの社会的合意という内容についてです。ここでもう少し深く掘り下げて、社会的合意はどのように考えて合意形成が図られたかということをご判断されるといいでしょうと書いてあります。

それでは、その要旨をお聞きください。先ほどの水需要管理の実現に向けてと同様に、少し読ませていただきます。その内容は、実は32ページのおわりのところとほぼ重複しております。先ほど荻野部会長がおっしゃったように、この要旨をお読みいただくとこの答申のおおよその骨子がわかるというぐあいいたしました。そういう意味で要旨の上に、先ほどの水需要管理と違うのですが、コピーしていただいても何の要旨かわかるように、「住民参加のさらなる進化に向けて」というのを括弧づきで書いてあります。読みます。

住民参加の意義とその必要性については、さまざまな分野で繰り返し議論されてきた。住民参加の一つとしての住民意見の聴取・反映を、単に行政手続としてのみとらえるのは適切ではない。公共事業は、住民のための公共の福祉を実現する事業である。民主主義社会では、その主体となる住民の意見は必然的に聴取・反映されるべきだというのが基本的な考え方である。住民参加は、より優れた政策決定の手段としても機能する。住民参加は、何よりも、生活のなかから醸成してきた住民の知恵を反映し、持続可能な社会を構築していくうえで、多大な効果を有する。

住民意見をいかに施策の意思決定に反映させるかが河川整備の真髄である。この住民参加は、情報提供、意見聴取、応答、協働のステップにより深化する。住民の真の意見を聴取・反映するためには、河川管理者自らが住民と対面で常に接触することが基本であり、そのための窓口を常設して住民の視点に立脚した行政へと意識改革を行うとともに、優れた人材の育成を積極的に進める必要がある。また、住民意見を河川行政に反映させるために、第三者機関としての専門家パネルを設置することも検討する必要がある。望ましい河川整備を実現するための基本は、河川管理者の施策に

対する自己評価とそこから改善案を生み出す努力である。住民意見の聴取・反映で重要となる合意形成の課題は、整備計画にいたるまでの早期の段階からの聴取・反映の構築プロセスである。したがって、十分なプロセスをふまえた合意では、重要性、緊急性、効率性、代替性などの認識と判断に基づく仕方がないという合意も成り立つことを関係者は理解しなければならない。

住民意見の聴取・反映のためには、情報交流の場や意思形成の場をいかに形成し、そのなかで議論を深めて意見集約をはかっていくかが基本になる。さらに、住民意見の反映の新しい展開は、整備計画の策定過程にとどまらず、策定後の評価の段階にまでいたる。この整備計画の事後評価とそれに伴う見直しをいかに進めるかも、住民参加が求める最も基本的な要素の一つになる。今、河川整備計画における住民参加、とくに住民の意見聴取・反映に関しては岐路に立っている。今こそ、川とは何か、川とはだれのものかの基本哲学を構築し、望ましい川づくりに向けた住民参加のあり方を河川管理者自らが総括し、住民参加を深化していくことを委員会は切望する。

先ほど、水需要管理の部会長の荻野先生が関係者の皆様にお礼を申されましたが、同じことは申しません。「おわりに」の最後のところに書いてございますので、35ページに5行書いておりますので、お読みいただければありがたいと思います。

以上でございます。

○今本委員長

はい、ありがとうございました。

この分は本当ご苦勞を重ねられました。ワーキングの数も、ほかにも増して非常に多かった部会です。ご意見ございませんでしょうか。

お認めいただきましたということで(案)を取らせていただきます。ありがとうございました。

引き続きまして、水位操作ワーキングの報告に入ります。審議資料2-3「琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題(案)」という資料です。とりまとめに当たられました西野さん、お願いします。

○西野委員

西野です。審議資料2-3をごらんください。「琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題(案)」となっています。ほかの意見反映は答申、それから水需要管理は意見書でしたが、水位につきましては、主に論点と課題を整理しまして、その後に新たな水位試行の提案を行っております。

次のページをごらんください。要旨が書いております。これにつきましては、本日初めて委員会にお見せするので、委員の皆様にも初めてお見せします。少し経緯をお話しします。

今まで水位操作ワーキングというのが委員会で設けられまして、都合9回議論をやっております。その中で、主に琵琶湖の水位操作の問題について議論を行ってきました。1月11日にこの論点整理

の案を出ささせていただきましたが、その後1月23日に作業検討会を行いまして、そこで新たな水位操作の試案というのが出てまいりました。その後、委員の皆様へ、一応メールで意見募集を行って、本日、最終案として出ささせていただきましたのがこの資料2-3でございます。

簡単に、内容を要旨で説明をさせていただきます。要旨をごらんください。最初に、なぜ委員会が水位の問題を取り上げたかを説明しております。

琵琶湖開発事業が終了した平成4年頃から、琵琶湖の生態系には様々な変化が生じており、在来魚の漁獲量が減少し、魚類や貝類に代表される琵琶湖固有種の64%が生存を脅かされる状況になっている。それには様々な要因がからんでいるが、近年、新たに加わった要因の一つが平成4年に制定された瀬田川洗堰操作規則である。規則によって、出水による水位上昇直後および洪水期制限水位移行時（5月～6月）に水位を急激に低下させるため、「急激な水位低下」が生じている。そのためヨシ帯などで産卵するコイ・フナ類等の在来魚の繁殖環境が悪化している。また、長期的な少雨化傾向のなかで、降水量が少ない年に数週間から数ヶ月に及ぶ「長期的な低水位」も頻発化している。120年近くの観測で、水位が-90cm以下を記録したのは過去2回だけだったが、平成4年以降は15年間で4回に上り、平成6年には観測史上最低の-123cmを記録し、一部で取水制限が行われた。また、固有種をはじめとする多くの貝類が干上がった湖岸で死亡した。

ここまでの、なぜ水位を取り上げたかという話になります。

その後、琵琶湖では、平成15年（2003年）から環境に配慮した水位操作の試行を行い、試行結果を評価する指標として、コイ科魚類の繁殖環境をモニタリングしてきた。急激な水位低下については、指標となるコイ科魚類の繁殖環境がある程度改善されたと評価できる。ただ現行の操作規則のもとでの試行であるため、6月中旬以降の水位は依然として-20～-30cm、これは琵琶湖の基準水位から計算してということです。に抑えられ、渇水リスクは高いままである。また、コイ科魚類の繁殖環境も、全体として改善されたとはいえない状況にある。

瀬田川洗堰操作規則は、新河川法、これは平成9年に制定され、それまで治水・利水だった河川整備の目的に新たに環境が加わった画期的な法律だったわけですが、その新河川法が制定される5年前に制定された。制定にあたっては治水と利水の調整は行われたが、環境の問題はほとんど考慮されなかった。湖の生物群集の生息環境を改善するには、操作規則を見直し、目標となる水位を、BSL±0.0m前後にすることが必要である。そのことで環境だけでなく、渇水のリスクが下がって利水にとってもプラスとなる。

次からは新しい提案となります。

自然の水位変動リズムを確保するには、小刻みな水位操作を避け、制限水位にフリーゾーンとも

いべき幅を持たせることが重要である。目標水位を上げるには関係者間の調整が不可欠で、かなりの時間を要すると考えられるため、その前段階として、次のことを提案するとなっております。

①非洪水期間の目標水位、これは目標水位幅と読み替えてください。水位幅をBSL+0.15m±0.15m、②洪水期間の目標水位をBSL-0.15±0.15mとすることを提案する。①については現行の操作規則の運用で可能である。

新河川法の精神にのっとり、環境に配慮した水位操作を実現するには、これまでの治水、利水を中心とした制度の枠組みのもとでは困難で、費用負担やリスク分担の構造を変え、流域対応や浸水被害予想図と確率的な被害費用の積算にもとづいた洪水保険制度など、ソフト対策も含めた新たな社会的な制度や仕組みを作り上げる必要がある。関係機関による包括的な検討を期待したい、ということです。

もう少し具体的に説明してよろしいでしょうか。

○今本委員長

はい、よろしく申し上げます。

○西野委員

具体的には、17ページをごらんください。17ページに2枚図がございますが、その2枚の図の上の方です。「琵琶湖の日平均水位変動の変化」というグラフがございます。曲線が2つかかれています。このうち濃い方が平成4年以降の琵琶湖の日平均水位変動です。少しわかりにくいですが、薄い方がそれ以前の30年間の日平均水位変動です。横軸の左が1月、右が12月となっています。縦軸は水位です。横軸に棒が幾つか、少し太い線がありますか、これが、いわゆる琵琶湖の操作規則、瀬田川洗堰操作規則です。これで見させていただきますと、4月、5月には、操作規則の前も後ろも水位が上がるんですけども、6月以降になりますと、その30年前と平成4年以降では20cmぐらいの差が出てまいります。8月になりますと30cmの差が出てくるということで、6月以降水位が上がらなくなっているというのが瀬田川洗堰操作規則の制定後起こっている現象です。

そのためにどういう現象が起こっているかということを端的にあらわしていますのが13ページです。13ページには、真ん中に図がございますが、下に水位、上に魚類のフナ類の繁殖期があらわされています。その棒グラフが、上の方が1996年、平成6年の琵琶湖の操作規則が始まって以降ですが、それで見ますと、フナ類は大体6月までは産卵しているのですが、6月以降はもはや卵を産まなくなってしまうと。ところが、30年くらい前には、フナ類の産卵期は大体4月から8月までと長く、産卵のピークというのは、実は6月の終わりから7月の初めにあります。これはフナの仔稚魚の数ですけども、30年前には、全仔稚魚個体の大体95%が6月以降に生まれていたというデ

一タでございます。つまり水位操作の影響が一番端的にあらわれているのが、フナ類をはじめとする魚類で、その繁殖環境が悪化したという現象です。その後、流域委員会でこの問題を指摘しまして、河川管理者の方でも、できるだけ琵琶湖の環境にも配慮した水位操作を行おうということになりました。18ページをごらんください。図6です。

これは平成17年、18年に水位操作の試行を行ったときの水位操作の方針です。横軸に時間、4月1日から6月末までが書いています。縦軸は、やはり同様に琵琶湖の水位です。本来は、5月15日までが基準水位+30cm、5月15日から6月15日にかけて水位を下げまして、-20cmまで下げるといのが操作規則になっています。それを少し和らげて、4月から5月の間を+5cmから25cmの間で操作しているのが現在の水位操作の試行です。しかし、5月15日ぐらいから6月10日にかけては、やはり水位が下がるんです。6月15日以降については、-20cmと-15cmの間で何とか少し水位を保っているというような状況になっています。この場合は、フナ類の産卵期前期の4月、5月についてはある程度配慮ができて、特に指標となる魚類の産卵環境については、4月、5月についてはある程度改善ができてはいるわけですが、6月15日以降についてはほとんど産卵が行われていないという状況には変わりはないわけです。

そういうことを論点整理をしたんですけども、そこで今回提案させていただいた新たな水位操作の試行案を、これからパワーポイントでお示しいたします。

要旨と比べていただいたらいいんですけども。図でご説明します。

横軸に1月から12月までですね。縦軸に水位をかいてあります。現在の制限水位は非洪水期間ですね。6月15日までは+30cm、それから6月15日に-20cmです。それで、8月31日まで-20cmにして、9月1日に-30cm、10月16日に+30cmに下げます。これが現在の水位操作規則ですが、今回我々が提案したのは、制限水位という考え方じゃなくて、目標水位を定めてフリーゾーンというのを入れようという考えです。

だから、雨が降って水位が上がれば、急激に下げずに、ここはどれぐらいの流量で出せばいいかというのは問題なんですけど、急激に下げずに一定の速度で下げてやる。それで、また水位が上がれば上げて、また一定の速度で下げてやると。こういうことをやったらどうかということです。

当然のことながら、洪水期間ですね、梅雨あるいは台風の期間には出水して水位が上がる可能性はあるんですけども、これもこの0cmと30cmの間で、-15cmを中心に操作してみたらどうかというのが今回の提案でございます。もちろん、魚類の産卵管峡やほかの生物の生息環境を考えると、30年前の±0cmを目標にするというのがベターではありますが、現在の操作規則ではなかなかそれは実現できないということです。

この前半につきましては、非洪水期間につきましては現行の操作規則でも十分運用可能で、後半については今後もう少し検討が必要ということです。

以上です。

○今本委員長

はい、ありがとうございました。特に最後の、今の図面のところはこれまで委員会で検討していません。この報告書をつくる上で、ワーキングで熱心に議論されて出てきたものです。そのために時間をとって詳しく説明していただきましたが、これにつきましてご意見、ございませんでしょうか。よろしいですか。

はい、どうぞ。

○綾委員

綾ですけども、非洪水期の操作につきましては先ほど西野委員がおっしゃったように、18ページですか、その現行の操作規則の操作の枠を±5cmずつ拡大したという形で提案されていて、それはいいことだと思いますけれども、洪水期間の話になったときに、実際に-30cmというのが今までは非常に危ないという話だったわけですね。それで、その下限のことについてどういうぐあいにお考えになっているのかということちょっと。-30cmが危ないというのは生物的に見て危ないという意味で、逆にプラスの0に持っていくと治水の意味で危険性が增大するということですけども、その辺のことについてちょっとご説明いただきたいんですが。

○西野委員

-30cmだと生物にとってどうかという意味ですか。現行の操作規則では、6月以降にヨシ帯が干上がるというのが問題になっているんですが、-20cmになろうと-30cmになろうと、ヨシ帯が干出すという点においてはどちらでも余り変わらないというのが正直なところなんです。むしろ、フリーゾーンを設けることで水位が上がる方に意味があると思います。だから、-15cmにして、雨が降ればそのまま水位を上げてやり、その後ゆっくり水位を下げてるという操作を行うことに意味があるということです。水位が下がって何cmになるのかについては、余り考えていないということです。

○今本委員長

よろしいですか。

○綾委員

はい。

○今本委員長

ほか、いかがでしょう。

この瀬田川の洗堰の操作につきましては、上下流の問題、非常に歴史的に難しい問題があります。特に治水と利水、この両面からの相反する要求もあります。この委員会がそういったことに対して軽々しく提案していいのかどうかという意見もあります。しかし、何らかの具体的な提案をしない限り、取り上げてもらえないんじゃないかと。私どもはこれが最高だと思って提案しているわけではありません。少なくとも、検討していただけないかという思いを持ってこの提案をしているわけです。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○綾委員

今、現行のこういうご提案いただいた水位操作というのを見ていますと、疑問になる点が幾つかございます。それを今本委員長がおっしゃいましたように、一つのたたき台ということで提案させていただいて、これから議論を深めていくという意味で出されたという意味で、私自身はこの数値についてはいろんな議論がこれからなされるべきものだと思っております。

それ以外にこの提案で重要な話は、環境の問題を考えて、治水と利水と環境の中でトレードオフの関係があるから、これを何とかやらないといけないと冒頭に書いてありますことや、あるいは河川法が改正されて、今までダムの問題とか河川構造物の問題で環境に配慮したといった話はたくさん出ていたんですけれども、操作ルールというソフト的なものについても十分配慮しないといけないというような視点で今のようなご意見をまとめられたということも重要なことだと思っておりますので、総体として私は賛成させていただきます。

○今本委員長

ちょっと待ってください。金盛さん、どうぞ。

○金盛委員

金盛です。このような提案を委員会としてされる、試行の提案をされることは賛成します。治水の問題が、洪水期のリスクがあるわけですが、これが例えば台風期と普通の洪水期、20cm、30cmで差がついていますが、台風期にこのような状態で、つまり洪水期なべてこのようにされて対応できないのかどうかということも、今様に考えれば対応できそうな感じもしないではありません。したがって、洪水のリスクは当然あるわけですが、そのリスクの程度も実はよくわかりません。

それから、その回避ができないのかどうかと、対応策ですね。それももうひとつわかりません。一方で環境の皆さんからは、琵琶湖の環境は致命的な状況になりつつあるとか、先ほども表がござ

いましたが、13ページですか、このような状態になっているということがほかにもいろいろあると思います。そういうことを考えたときに、委員会としてはここは一步進んでと言いましょか、一步前に進めて提案をします。リスクについては、これをたたき台といたら変ですけども、この一步進めた段階で、今度は滋賀県等の治水サイドと十分環境のデータも示しながら協議していただくということで、冒頭申しましたように提案することは意義あると思います。賛成です。

○今本委員長

寺川さん、どうぞ。

○寺川委員

寺川です。この水位操作の提案については基本的に私も賛成ですけども、先ほども委員長の方からおっしゃいましたように、あくまでこれがベストであるということではなくて、一度現在のそういう操作規則に沿った水位操作といいますか、水位管理をこういった形で改善できないかという提案ではないかと思えます。

先ほど西野委員の方からも説明がありましたように、決してこれが琵琶湖の環境にとって非常に好ましいということではないと思えます。というのは、先ほどの説明にありましたように、水位操作の始まるまでの、いわゆるBSL0cmといいますか、それが琵琶湖の環境にとってはよかったです。現在振り返りますと言えわけです、そういう意味では、当然治水の問題はありますけれども、限りなく操作規則以前の、琵琶湖が非常にきれいなすぐれた環境を有していた、やはりそういったところにいかに近づけるかというテーマを十分意識してご検討いただきたいということだけは、さらに意見としては申し上げておきたいというふうには思えます。

○今本委員長

ほか、いかがでしょう。はい、どうぞ。

○千代延委員

千代延です。提案は私も賛成いたします。ただ、質問を1つしたいんですけども、この問題は常に治水安全度が下がる、リスクが高まるという議論を伴ってきておりますが、今度の提案はそういうことには触れずに、今の操作規則は河川法、平成9年の河川法改正以前、すなわち環境というのが河川管理の目的に入っていない時期に制定されたものであるから、これが入れられた今日、そういう環境にもっと配慮して見直すようにという、そのことをもってのみこの提案をされているのかどうか、そのことについてお尋ねいたします。

○西野委員

西野です。洪水リスク、それだけではなくて、実際に琵琶湖、今の計画高水というのはBSL+

1.4mなんですね。ところが実際には+30cm超えると浸水している田んぼが出てきます。また、+80cmを超えると低地にある住宅の一部も浸水してくるということで、+1.4mまで水位が上がるより前に浸水被害がおこるわけですね。そういう問題があるわけで、例えば、BSL-20cmあるいは-30cmをなぜ決めたのかという論理的根拠というの、もうひとつはっきりしないわけですね。そうすると、今よりは洪水リスクは確かに上がると思います。もちろん、洪水期にですが。けども、そうであるならば、もう少しソフト的な対策、あるいはその流域対応というのを考えて、総合的な防災ということで、いかに被害を小さくしていくかということが重要だということを意見書に書いております。

一つの例として洪水保険という提案が書かれています。琵琶湖の場合は急激に水位が上がるわけではありませぬので、琵琶湖の水位が上がることによって人命が危険にさらされる可能性というのは余りないんじゃないかと。そうすると、金銭的に何とかそういう被害を補償するような制度というのを組み合わせるとということが重要になってくるということで、例えばハザードマップと組み合わせた洪水保険制度というようなものも考えていったらどうかということは提案させていただいています。

○千代延委員

わかりました。

○今本委員長

どうぞ。

○澤井委員

澤井です。この目標水位というものを、一定値じゃなくてある幅を持たせた方がいいというご意見もわかるような気がしますが、いざどういう操作をしたらいいということを提案しているのかということになると、わからない。これは管理者の立場だったら非常に困られるんじゃないかなという気がします。

例えば、ある時点に、非洪水期間だとしますね、そのときに水位が+20になっていたとすれば、そのときに何をせよというのでしょうか。慌てなくていいということだと思いますけど、0と30の間にあるんだから何もなくてもいいし、しかし、やっぱりその平均が15ぐらいなんだから、15の方に向けようということであつてもいいし、その速度を早くそれに近づけるのがいいのか、ゆっくり近づけるのがいいのか、結局どういうことが望ましいと提案しているのかが、これではわからないような気がするんです。

○西野委員

おっしゃるとおりだと思います。それで、実際にやってみないとわからないという部分はあるんですが、ただ、これまで河川管理者がやっておられる調査の結果を見ますと、琵琶湖の場合はどうも水位の上昇幅が10cmぐらい上がるとフナ類が相当産卵するみたいなんです。そうすると、とりあえず水位が10cm上がったらダラーっと水位を下げってみるというような、これまでの経験的なデータから幾つかシミュレーションしてみまして、これはもうシミュレーションはできると思いますので、その中でベストというかベターでしょうね、ベターな方法というのを今後試行的に考えていってもらうための、一つの材料という以外には今具体的にこうしろと言えるようなことはできないと思います。

それで、むしろそういうので何かある一定のポリシーを決めて操作をしていただいて、それでモニタリングをして、実際に指標となる生物で生息環境が改善されているかどうかということでもう一遍フィードバックするというような順応的な対応をとらざるを得ないのではないかと。やっぱりポリシーは必要だと思いますけども、一回やってみて、この範囲の中でやってみて、それでやっぱり問題があるようでしたら、次の年はまた、より改善した方法に変えていくという形でポリシーアップしていく必要があると思います。

○今本委員長

幅を持たせるとどう堰を操作していいかわからないというのは、何でわからないのかなと私は聞いていました。つまり、雨が降ってもゲートをできるだけ操作するなというのがフリーゾーンなんです。そうはいうものの、下流は水が要りますから当然ある量を出すようにはしなければなりません。しかし、急激に水位が上がったとき、今まででしたら急激に下げていたわけです。それを余りしてくれるなということです。ゲートを操作しますと下流に流れる量も多くなるんですけど、ゲートを操作しないでほしいという思いが込められています。

はい。

○澤井委員

操作しないという意味が私はちょっと理解できないんですけどね。

○今本委員長

ゲートを動かさないということです。

○澤井委員

そのときの水位を維持するという意味じゃなくてですか。

○今本委員長

そうです。そうすると自然に下がっていきます。今までは水位を下げるためにゲートを一所懸命下げていたわけです。ですけど、このフリーゾーンにある間は、たとえ水位が上がろうとも操作をするなど、ゲートを動かすなということです。

○澤井委員

そうですか。それなら方針としてはよくわかります。ただ、それがいいかどうかはちょっとよくわかりません。

○綾委員

綾ですけども、私は琵琶湖の魚については余り知らないんですが、淀川の魚については若干知っておりまして、淀川ではフナがこういった水位の上昇期に非常によく産卵いたします。それで、今までの琵琶湖の操作ルール、特に洪水期におきましては-20cmのところまで6月15日以降ずっと頭を押さえられて、それよりも多少とも水位の上昇があれば、それを下げるような方向で操作がなされていたと思います。それに対して、ここではある程度、洪水期にあっても水位上昇を許すような操作方法を提案するという意味で、非常に今までの操作ルールと違った提案をしていると思います。それは、私自身は先ほど申し上げましたように非常にいいことだと思っております。

その具体的な案については、今本委員長が今おっしゃったように、一つの方法としてはそういうやり方があると思いますけど、これはあくまでも現時点では成案ということまで行っておりませんから、いろんな方法があると思うので、それはこれからの試行の議論の中で深めていけばいい話だと私は思っており、むしろこういうフリーゾーンを設けることをご提案なされたことに非常に賛成するわけです。

○今本委員長

よろしいでしょうか。ほか、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○岡田委員

岡田ですが、基本的にこういう提案をされていることについて異論はないんですが、先ほど、例えば水害の保険の話が出たのでちょっと意見を申し上げたいんですが。私自身も保険というのは非常に有効な方法だと思います。ただ、では、だれが負担するのかとか、そういう問題も考えていくと、やはり負担論の話になる。補助になりえるのか、あるいは水害保険をだれが買うのかとか、そういう問題があります。

ですから、あくまでそういう幾つかのソフトなソリューションというか、それが議論の対象とし

て入ってこないと、総合的な意味でこの問題については対応できない。その事例として今いろんなことが議論の対象に挙がっている。ですから、そういう議論も含めて一つの新しい、より創造的にかつ具体的な対応を考えていく上での一つの枠組みとして、セカンドベストかサードベストか知りませんが提案されているというふうに理解してよいのではないかと思います。

○今本委員長

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○金盛委員

保険についてですけど、この保険についてまでの検討をして、ある程度見通しを立ててこの問題を考えるのであれば、相当先の話になりますね、これ。そんなことじゃないと思います。試行でしょう。ですから、問題はやっぱり洪水のリスクですよ。これは琵琶湖の沿岸の治水の問題ですが、そこがどうなるかということです。どう受けとめられるかということです。これはもう滋賀県の皆さんしかわからないんですね。ですから、ここでまとめて提案をして、はっきりと流域委員会の意向を示して、そして県の治水担当者とそれをもとにして、土台にして協議をなさるといっていいのではないかと思います。もちろんそれは操作規則の中でできるかどうかということに絡んできますけどね。その問題をクリアするとしての話ですが、そんなふうに考えます。

○今本委員長

これまでの議論、あるいは西野さんからの説明のように、この委員会として必ずしもこれがベストだと言っているんじゃないということです。ただ、何とかして琵琶湖の環境を今よりもよくしたい。今の操作ルールのもとでは-20cmという制限がありますので、6月15日に-20cmになるように急激に何としてでも減らしているわけです。これを何とかクリアできないだろうかというのがこういったことを検討し出した出発点であります。

ほか、よろしいでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖河川の河村です。1点ご質問させていただきたいんですが、意見書中にも、冬期の高水位に対する影響を検討すべきということが書いてございます。今回このご提案があったところは、それも配慮した上でのフリーゾーンの設定なのかということをおちょっとご質問させていただきたいと思います。

例えば17ページをごらんいただきたいんですが、琵琶湖の水位変動の年間のリズムといいますと、10月から1月、2月にかけては、洗堰操作規則制定前もそうですけれども、比較的低い水位であります。ただ、これを見ますと、その期間15cmを目標に、フリーゾーン±15cmとなると、ちょっと

自然のリズムと異なるのではないかなということでございます。

○今本委員長

これは西野さん、お答えいただけますか。

○西野委員

ちょっとご質問の意図がよく理解できなかったんですけども、17ページの図4ですね。その。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村ですが。例えば、洗堰操作規則制定前においても平均的な水位が-20cmぐらいになっているかと思いますが。今回お示しいただいたこのフリーゾーンの設定では、この期間、目標水位を15cmにして、±15cmということになりますと相当高い位置になると。一方で意見書でも、この冬期、冬場の高い水位に影響を与えたとご記入いただいているんですが、そういうことの関係も考慮した上でこのご提案をされているのかどうかということをご質問させていただきました。

○西野委員

わかりました。そこのところは検討いたしておりません。したがって、もう少しこの冬期の部分はさらに検討する必要があると思います。

○今本委員長

今指摘されましたのは、確かに随分以前のときにはマイナスだった。しかし現在の操作規則が決まった段階からすぐ上がっているわけですね。ですから、それをもう少し下げたいというところで、特に非洪水期の水位を幾らにしたらいいのか。かつては水力発電のために、できるだけ高くしようとしたことはありました。今もそれを引きずったのが+0.3mという数字だと思いますけども、そこにもチャレンジしていきたいなということで、この提案、一つの式であらわしたわけです。ぜひ検討のきっかけにさせていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

そういうことでこれの（案）を取らせていただいてよろしいですね。はい、ありがとうございます。

3) 次期委員会への申し送りについて

○今本委員長

その次に審議の3番目「次期委員会への申し送りについて」ということがあります。これは、この委員会が休止されるに際して何らかの申し送りを次期委員会にしたいということでまとめております。

委員会からの申し送りについて私から説明します。水系の総合的流域管理、この問題は何度か話題になりながら、詳しく議論することができませんでした。次期委員会ではぜひこういうことも議

論してほしいというのが1点です。

2番目は、治水における流域対応の推進について。これは流域対応という言葉がこの委員会では使っておりますが、今後の治水では流域対応というのが非常に重要になってくる。それに対して、河川管理者はこれまで流域対応というのは直接の担当じゃなかったものですから、それがわかりながら余力を出されなかった。しかし、これからはぜひ積極的にそういうことにも手をかけてほしいと、あるいはそういうふうにするべきじゃないかということから、それを次期委員会についても引き続き検討してほしいということです。

3番目は水需要管理ということです。水需要管理というのは、目的はあくまで環境のためにはできるだけ水をとらない方がいい、水をとらないようにしようとすると、水需要を抑制しなければならぬ。その結果として、新たな水資源開発をしなくて済むようになるんだということで、水需要管理は、水資源開発をやめるために管理するものじゃありません。ここは先ほどの報告書の説明にもありましたように、あくまでターゲットは環境の保全です。そういうことを、さらに実現に向けてこのレポートを参考にしながら検討してほしいということでもあります。

4番目は先ほど議論いたしました水位操作です。当然ここで議論をお聞きの方はわかりますように、この委員会としては、本当はもっとこれの検討を続けたいということですが、やむを得ず一たん休止になりますので、次の委員会においてもぜひ検討していただきたいことです。

それから、5番目は住民意見の聴取反映についてです。これも今回答申ということで、この委員会として答申を出しておりますが、これも終わることなきテーマだと考えております。どういうふうになればいいのか、常に検討を続けていく必要があるということで、これを出しております。

それから、各部会での審議、これから審議すべき事項をまとめていただいております。今期の委員会、実は地域部会が余り開かれておりません。昨年度はダムの方針が発表されて、その検討に追われました。その後、引き続き今期に入ったわけですが、この1年間を振り返りまして、特に最近では休止問題に揺れて審議すべき事項に集中することができませんでした。いよいよ休止されるということで、ここ1カ月ほどはこの委員会の総力を上げまして、本当に申しわけないほど皆さんに苦勞いただきました。その成果がここに入っています。

各部会から簡単に説明いただけますか。では、琵琶湖部会からよろしくお願いします。

○中村委員

今、委員長からご説明があったとおりですけれども、琵琶湖部会の活動の大半が整備シートの整理ということでありましたので、ここで挙げましたさらに審議すべき事項の中にはそういう細かい部分は挙げておりません。先ほどの水位操作の見直しということが、実は琵琶湖部会の流域全体の

治水・利水・環境にかかわる部分であるということで、委員が重複していたということもありまして、琵琶湖部会が水位操作ワーキングと連携して検討を重ねてきたということもございます。

あと治水それから環境、環境も水位操作の話が入っているわけですが、利水については、実は基礎案の課題ということが平成17年1月に出ていたわけですが、今期3回ほどの検討の中でも依然として持ち越し課題として残っております。次期委員会としてはぜひその部分を考えていただきたいということがございます。

以上でございます。

○今本委員長

続きまして、淀川部会、お願いします。

○村上興正委員

淀川部会の村上です。1月11日時点ですしましたものと今回大分変えております。それは他部会とも形式を変えています。一番気になったことは、何か事業転機のつけ足しのイメージが非常に強かったものですから、これは困ると。それで、送りたいメッセージとしては、環境を軸として、治水とか利水などを考えるべきだという考え方をしています。河川の特質を生かして持続可能な利用ということを考えるべきだという形で考えまして、そういうメッセージが送れるようにということでやりました。

整理としては、そこに書いてありますように「取り扱ってきたが未だに成果が不十分な課題」という問題と「未検討または検討不十分な課題」の2題で示しました。そして、そのものにどういふものがあるかということ、環境を軸としながら書きました。そういうことです。

1つだけ説明しておきますと、例えば「イタセンパラを指標種とするワンド生態系の回復と再生」というところで、やはり流域委員会で6年、私は個人的にはもう30年以上、そういった問題についてかかわっておりますが、残念なことに、非常に絶滅のおそれがある。ということは、ワンド生態系は非常に衰退しているということがはっきりしていましたので、そういうことをやはりちゃんとしたことをするべきだということを提案しています。それに似たようなことを順次書いております。基本的にはそういうことを軸として書かれています。

以上です。

○今本委員長

木津川上流部会、お願いします。

○川上委員

木津川上流部会の川上です。10ページに木津川上流部会関連の「さらに審議すべき事項」を掲げ

ております。大きく分けると、計画、環境、治水、利水、川上ダム、その他というふうに分けております。

まず計画に関しましては、河川レンジャー、流域委員会が提案はいたしましたが、淀川、琵琶湖、猪名川において既に河川レンジャーの施行がかなり本格的に進められております。木津川上流におきましては現在検討中ではありますが、早期に実現してほしいということでもあります。

木津川上流の環境に関しましては、水質、土砂、生物と問題があります。水質に関しましては、かつて木津川は淀川3川のうちで最もきれいな川でありました。しかしながら、上流域の開発ですとか、あるいはダム群等の建設等によりまして、河川の水質が悪化しております。これについて流域委員会では、流入河川の総負荷量管理を実施して、木津川、名張川の水質改善に寄与させたいということで提案をいたしましたけれども、これも現在検討中でございます。これの実施に当たっては、住民や住民組織、自治体との協働が欠かせません。鋭意検討をしていただきたいというふうに考えております。

また、木津川上流には4つの既設ダムがあるわけですが、③に書いておりますように、ダムの放流水の水質と生物の関係、水質と人間の健康との関係については、この第2次流域委員会におきましても十分な検討ができませんでしたので、第3次の流域委員会では鋭意検討していただきたいというふうに申し送っております。

土砂に関しては、4つのダム、それから農業用水の取水堰等がたくさんございまして、土砂の移動、それから生物の移動が遮断されております。これらの回復が必要で、現在河川管理者も鋭意進めているところであります。さらに検討と取り組みを進めていただきたいというふうに考えております。

治水に関しましては、上野地区の治水が長年の懸案事項でありまして、上野遊水地、それから川上ダムが計画事業中であります。また、岩倉峡上流の木津川本川等に関しましては、河道内に土砂がかなり堆積をしております。こういうふうなものも生物の生息生育環境に配慮しながら、河床の掘削や樹木の伐採などが必要でありまして、これらについての検討がさらに必要であります。堤防補強につきましても、浸透侵食だけではなくて、越水をも対象にした堤防補強工法について検討してもらいたいということを申し送っております。岩倉峡の流下能力は、第2次流域委員会におきましても河川管理者と随分議論をし、管理者も努力されたところでありますけれども、まだ確実な見通しがついておりません。引き続き検討が必要です。

利水に関しましては、これは淀川水系全体のことでありますけれども、渇水対策会議を改正して、琵琶湖・淀川水需要管理協議会（仮称）を設置して、住民や学識者が参加した水需要の管理という

ふうなものを実現してほしいということを申し送っております。

川上ダムに関しましては、特に生態系といいますか、生態系の頂点にあるオオタカやサンショウウオなど、また、それを支える多様な生物の生息生育環境の保全についてのさらなる調査・検討が必要だということを申し送っております。

その他といたしまして、川上ダムの建設予定地周辺の活断層等について、傍聴者の方からもたびたび意見があったところがございますけれども、流域委員会としては、この問題についての十分な調査・検証能力を有しておりませんでしたので、さらなる科学的調査を行って説明責任を果たしてほしいというふうに申し送っているところであります。

以上です。

○今本委員長

引き続きまして、猪名川部会、お願いします。

○角野委員

猪名川部会の角野です。猪名川部会としてさらに審議すべき事項は、前回と主要な内容は変わっておりませんが、前はやや羅列的過ぎたということと表現が一般的でしたので、今回は治水と環境と利水と利用に限定しまして、しかも内容をかなり具体的に記述してまとめております。個々の内容についてはお読みいただければわかると思いますので、紹介いたしません。

以上です。

○今本委員長

はい、ありがとうございました。これにつきましてご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○三田村委員

三田村でございます。時間はとりません。淀川部会の7ページの「(4) 河川レンジャー制度」ですが、木津川上流でもこれから何とか早期に立ち上げていただきたいと書いていらっしゃることも関係するんですが、「重要であり、淀川本川が先行事例となっているので」という表現を何とかお考えいただければと思います。といいますのは、少し質の違うところで琵琶湖だとかあちこちでやっていますので、これが見本になるとやっぱりお困りになる場合もあります。ちょっと文言を変更していただければありがたいと思います。

○村上興正委員

はい、その点は確かに各場所によって形が違っていいと思います。そういう意味では淀川のやつがモデルになってほか全部右ならえしてしまうと困るので、こういうふうに修正させてもらい

ます。「淀川にふさわしい形での本制度のさらなる充実」という、要するに淀川には淀川にふさわしいことをやりましょうということにさせていただきます。

○今本委員長

はい、どうぞ。

○西野委員

西野です。琵琶湖部会関連で5ページですね。「琵琶湖の自然環境・生態系の『保全と整備』をめぐる最も重要な課題」のところに「湖の生態系にもたらされる長期的、非可逆的な負の影響の可能性を回避」というのがあるんですが、それ以外に、これまで議論していたことで、ちょっと忘れていたのですが、追加させていただきます。「水陸移行帯の保全と回復及び生物の移動経路の分断の回復」というのを追加させていただきます。

○今本委員長

今の意見でよろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。

きょう、どうしても私どもとしては提出せざるを得ませんので、もし河川管理者の了解が得られれば、一応きょう出して、後日そういう微少な修正があったらこちら側で修正してお渡しするという事でお許しいただけますか。それでは、今の修正をするということで、（案）を取らせていただきます。

4) 事業中の5ダムについて当面実施すべき施策について

○今本委員長

もう1件、「事業中の5ダムについて当面実施すべき施策について（案）」、これはこれまで事業中の5ダムにつきまして、随分この委員会は議論してきました。ところが、その議論の大半はダムの必要性であり効果でした。今、委員会が一応この任期満了で休止ということになりますので、事業中のダムについて当面実施すべき事項がある、例えば、実施するという方針のダムでも、現実にその機能を発揮するのは恐らく10年後ではないかと。当面実施しないとすると、新たな何らかの施策をしないといけない。そういった立場から、特に関連事業等々との関係、それを触れずにこの委員会を休んでしまうのは無責任じゃないかということから、こういう事業中の5ダムについて当面実施すべき施策を意見書として出すということからこれをつくったわけです。

これまでにいろいろお寄せいただきました。メール等でせざるを得なかったものですから、いろんな委員の方から意見を寄せていただいておりますが、事業中の5ダムについて、それぞれ担当者を決めてこの原稿を作成しておりますので、その担当者から説明することにします。

最初の丹生ダムですが、これは私が担当しました。丹生ダムにつきましては、これまでのいろん

な経緯を経て、今後もどうなるかわかりませんが、当然治水安全度の向上というのは必要じゃないかと思います。それには堤防補強とかあるいは河道の流下能力増大のための整備、さらには土地利用の規制・誘導、これは特に先ほどの流域対応との関連で、我が国でおくれている問題であります。そういったことを当面ダムの問題にかかわらず進めてほしい、進めるべきじゃないかというのが意見であります。

また、異常洪水時の緊急水の補給ということでダムの必要性が言われておりますが、これについても、これまでに繰り返してきた議論をここに載せております。それから、環境保全につきましては、例えば瀬切れ対策とか環境保全事業、それから河川汚濁対策、こういったものについて早急に対応してほしいということでもあります。

それから、最後の関連事業です。移転住民への配慮、これは私どもがこれまでダムについて議論する上で一番心を痛めたのが移転を余儀なくされた住民の方々から寄せられた声に対するものでした。これについては当面実施すべきか、これまでもやってきておられると思いますけども、やはり事業者としてはそれなりの対応をしていただきたいと思っております。

それから、水源地域整備事業、この事業の中で道路の問題、それから周辺のもろもろの問題といったものは地元の期待が大きい、あるいはそのことのためにダム計画に賛成している住民もおられるかわかりません。こういった問題はやはりこの時点で見直して、早急に実施すべきものは実施してほしい。今、未着工のものもあります。こういったものも本来着工すべきかどうか、着工中のものは早く完成させるべきじゃないかといった意見であります。

では、次に大戸川ダムを澤井さんの方からご説明を。

○澤井委員

澤井です。大戸川ダムについては、当面実施しないという方針が掲げられておりますので、それを前提で当面何をすべきかということをもとめています。

まずは治水安全度の向上ですが、河道の流下能力を現在の $250\text{m}^3/\text{s}$ 以上に引き上げることにについては、下流との関係で慎重な検討が必要であるというふうにまず書いています。下流との関係で言いますと、先ほどの瀬田川の洗堰の操作の問題。それから、天ヶ瀬ダムの再開発のことが議論中ですけども、そのことと一緒に考えないといけない問題ですので、当面は現状の河道の流下能力を保った上でどういう対策をすべきかということにしております。特に、土砂流出対策が非常に重要であろうということ、今以上に流下能力が減ることのないように、その努力は必要だと思います。

それから堤防補強、これはほかのダムの場合も同じだと思いますが、その下流の堤防補強というのは、やはり重要であろうと。それから、特にその堤防補強については越水に備えた補強が早急に

必要であるということです。

それから、流下能力を増大しないとすれば、あふれるということが当然出てくるわけですが、そのときに遊水機能をどこで持たせるかです。そのために、農道あるいは道路を二線堤として活用することを積極的に考えていただきたいということ。それから、その場合に被害が発生するわけですが、その被害の対処方法、例えば保険制度であるとか、そういったものも流域の問題として考えていただきたいということ。

それから、流域対応としては、さらに避難とか浸水しない家屋構造とか、そういった協力を求める必要があります。これは河川管理者のする仕事ではないのかもしれませんが、広い問題として取り上げていただきたいということです。

環境保全は当面ダム建設を実施しないということであれば、ダムの影響ということではなくて、それに備えて従来なされていた県道のつけかえ工事とかがありますが、その工事が環境に影響を極力及ぼさないようにする必要があるという指摘です。

それから、この特殊な事情としましては、第二名神栗東トンネルの掘削土砂を将来ダムの材料として使おうということで積み上げてありますけれども、その土砂が環境を壊さないように十分配慮しないといけないという点が特徴的です。

それから、関連事業としましては、ほかのダムの場合と同じように既に移転をされた方々がいらっしやいます。その移転をされた方に対する対応を、誠意を持ってやってほしいということ。それから、これまでの治水というのが、ともすると行政の方で一方的に進めるという意識が強かったと思われましても、今後は十分に住民の理解を得て進めてほしいということ。

それから、最後に水源地域の整備事業としましては、これも21件というものが挙げられていたけれども、現在、完成が9件、実施中が6件、未着手が6件となっています。これは地元の方との約束とかもあるでしょう。あるいは環境保全上必要なものもあるでしょうし、必要なものを精査して早急に実施していただきたいと思っています。

以上です。

○今本委員長

次は、天ヶ瀬ダム再開発をお願いします。

○綾委員

綾です。天ヶ瀬ダムの再開発でございますが、7ページでございますように放流能力を $900\text{m}^3/\text{s}$ から $1500\text{m}^3/\text{s}$ に増大させる。そのために瀬田川洗堰の放流能力の増大、それから鹿跳溪谷の流下能力の増大、宇治川塔の島地区の流下能力の増大、それから後で出てきますが堤防補強とい

うような問題があるわけです。平成17年7月に河川管理者から発表された方針で実施するというところでございまして、本委員会もそれには賛成するという見解を出しまして、2005年12月に賛成するというところで意見を述べさせていただいております。

ここに挙げております大部分のものは、そのときに既に一度お示したものでございます。項目を申し上げますと、天ヶ瀬ダムの放流能力ということで、放流能力の増大量 $1500\text{m}^3/\text{s}$ でいいのかということと、2番目の放流能力の増大方法、これはバイパス案とかダム堤体に新たな放流口をつくるかというような話でございまして。

それから、3-2は瀬田川洗堰の放流能力ということで、今、浚渫によって瀬田川の流下能力だけを増大させるということだけを考えておりますけれども、洗堰の改築によって洗堰の放流能力をふやすことができるんじゃないかということの検討です。それから、3-3の鹿跳溪谷の流下能力と3-4の宇治川塔の島地区の流下能力の増大でございまして。

それと、そのほかの課題といたしまして、3-5ということで天ヶ瀬ダムによる土砂移動の連続性のことについて、これを確保できるような方法、施策とその検討を望むということと、あと天ヶ瀬ダム固有の問題でございましてけれども、現在、低周波音の問題が地元の人たちから指摘され、対策要望が出ていることとございまして、そのことについて、これは原因と対策に関する継続的な調査と適切な措置の早期実行を行うということで指摘しております。

以上でございまして。

○今本委員長

川上ダムをお願いします。

○川上委員

木津川上流の川上です。川上ダム関連についてお話しいたします。

環境保全に関しましては、先ほど申送書のところで述べたことと同じでございまして。治水安全度の向上につきましては、上野遊水地の遊水機能の増大ということで、洪水時にピークをうまくカットして、上野遊水地が最も有効に機能する手法として、上野遊水地の越流堤の高さ及び長さを最適にする検討をすべきであるという提案をいたしました。これを確定するためには水理模型実験が必要だということを提案しております。

それから、河道の流下能力の増大については、先ほど申送書で述べたとおりであります。

次の、上野遊水地区の土地利用の規制・誘導でございまして、かつて洪水の常襲地域であったところが住宅や工場の建設がかなり高度になってきております。自治体と十分協議をして土地利用の規制・誘導の必要があるとともに、住民の防災意識の啓発や緊急時の避難体制の整備、災害弱者の

対策など、住民参加と協働による「水害に強い地域づくり」に一層努力する必要があるということ
を述べております。

次に、岩倉峡流入部の河道改修ということで、岩倉峡上流部の洪水時の水位を少しでも下げるた
めに、岩倉峡の中の河道の改修等の検討をする必要があるということ述べております。川上ダム
の新規利水に関しましては、奈良県及び西宮市が撤退いたしまして、三重県だけが残っております。
用途は伊賀水道用水の供給事業であります。果たして、この $0.358\text{m}^3/\text{s}$ という僅少な水を川上ダ
ムの利水で賄う必要があるのかということとをさらに精査検討をして見直しをする必要があるとい
う提案をしております。

関連事業といたしまして、川上ダムの建設予定地から移転された住民に対して、ダムの計画がお
くれていることについての説明責任をきちっと果たす必要があるということ述べております。さ
らに、水源地域の整備事業に関しまして、特につけかえ道路等でございますが、実施中の事業につ
いては早期完成を目指して地域住民等の利便性に配慮する必要があるということ提案してあり
ます。

以上です。

○今本委員長

続きまして、余野川ダム関連をお願いします。

○高田委員

高田です。余野川ダムは猪名川の支流の余野川、さらに余野川の支流の北山川にダムをつくって、
余野川から導水トンネルで水を引こうというものです。ここにあります洪水調節、それと利水です
が、箕面市と阪神水道企業団が全量撤退をしました。一時、この猪名川本川の一庫ダムと余野川を
セットに考えて、一庫ダムの洪水調節能力を増そうという利水の振りかえということが考えられ
たんですが、実際には箕面市とか隣接する池田市も大阪府営水道が入ってしまして、結局このダムの
利水は、全量撤退のためにおととしの7月に当面実施しないという方針になりました。

それでは、この沿川は当面何をすればいいかというのは、治水が一番大事だと思います。この余
野川の合流点からかなり上へ行った鼓ヶ滝のところに岩盤が出た狭窄部があります、これが銀橋狭
窄部というところなんです。ここがせき上げましてその上流の多田地区に水があふれて浸水しま
す。それは岩盤掘削ということがもう既に予定されておりますのでそれを急ぐということ。それと、中
下流部には非常に高い中州とか寄り州なんかがありまして、それを掘削して断面を広げる、主にそ
ういうところなんです。

その他、一般的にはほかの川と共通ですが、堤防の強化というものがあるんですが、特にこの猪

名川流域では、競馬場のある園田地区ですが、ここが輪中状況にあります。こういうところは堤防が決壊すると壊滅的な被害ということになりますので、そこでは越水に対しても大丈夫なような堤防にしてくださいと、それを考えてくださいということです。

そのほか余野川地区の浸水対策で、道路が一部常襲的に浸水するところがあります。ただ、この猪名川流域というのは、今言いました止々呂美地区は大阪府が管轄し、銀橋狭窄部を含む上流は兵庫県が管轄です。神崎川の合流点から下流が国、神崎川の合流点はここに書いていますように左門殿川・中島川というのがまた大阪府と兵庫県、非常に複雑な管轄の分別がありますので、これはしっかり協力してやっていただきたいと思います。

以上です。

○今本委員長

はい、ありがとうございました。

全体を通じてご意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○千代延委員

千代延です。どこでもよろしいんですね。

○今本委員長

はい、結構です。

○千代延委員

川上ダムに関連しまして、10ページです。新規利水のところですが、たしかにこのとおりでいいという気もするんですが、残る新規利水 $0.358\text{m}^3/\text{s}$ 、これは2万8500 m^3 ということですが、これは日量4万8000 m^3 というものをこのように見直しをしておるわけですね。私としては、さらなる精査をしてほしいと。ここにもそのように書いてあるんですが、三重県の利水について、今回いろいろ資料を見せていただいたんですけども、これができた暁の水道料金というのは非常に高くなると予想されるわけです。

したがって、ちょっとしつこいかもしれませんが、想定される水道料金は幅があつてよろしいですから、そういうものを明らかにして再度精査していただくようにということを一言加えていただけたらと思います。といいますのは、工業用水が1日2万8500 m^3 のうち5000 m^3 ないし7000 m^3 というものが見込まれております。水をよく使う企業は恐らく水価が高いところへ来ないと思います。使わない企業が来た場合は、このように水は要らないということもございますので、今申しましたようなことをつけ加えていただけたらと思います。

以上です。

○今本委員長

今の提案ですが、これは実は原案に入っていたんですが、水道料金のことはこの委員会で全く取り上げていないし、私どもがこれを確認したわけじゃないということで、現段階ではあえて切らせてもらったんです。これは河川管理者あるいはダム事業者が当面実施すべき施策で、このところをとりまとめるときにも随分検討させてもらったんですが、最終的に今の事情は、委員会としては説明を受けてないというのが最大の理由で除外させていただきました。

ほかによろしいでしょうか。そうしましたらこれで、これも一応(案)を取らせていただくということになりまして、あとこれを一括して河川管理者に提出したいと思っております。庶務が準備する都合上、5分ほど休ませていただきますでしょうか。後の予定ですが、庶務が準備できましたら、それを河川管理者に提出します。それから、一般傍聴者の方からの声をその次に聞きます。最後に、この委員会が休止されるに当たって、委員会としてのあいさつを申し上げて、できればそこで河川管理者からも何らかのあいさつをいただければと思っております。当面、5分間、その間に提出する分をご準備いただくということでお願いします。

○庶務(日本能率協会総研 近藤)

それでは、5分間の休憩ということで、再開を5時5分とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[午後 5時 0分 休憩]

[午後 5時 8分 再開]

5) その他

○庶務(日本能率協会総研 近藤)

それでは会議を再開いたします。委員長、よろしくお願いいたします。

○今本委員長

それでは、委員会として河川管理者に意見書・答申並びに課題等をお渡ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[河川管理者への意見書・答申並びに課題提出]

○今本委員長

私どもとしては、できるだけ努力をしたんですけども、まだ行き届かないところがあり、また、きょうの意見を踏まえまして一応手書きでの修正になってはいますが、後ほどきちんとした報告書として再提出させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

河川管理者側から何か、この報告書に対する感想をお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川部長 谷本）

限られた時間の中で、たくさんの作業をお願いしたわけでございますけれども、きちっと誠意を示していただいて、お約束の時間の中で相当厳しい作業をしていただいたこともう重々わかりますけれども、ご提出をいただきましてありがとうございます。

内容につきまして、またじっくりと読ませていただくこともございますけれども、きょうのご議論を聞かせていただいております、相当中身を詰めた議論をこれまでできていただいたということがよくわかりました。大変重いご報告ということで受けとめさせていただきというふうに思います。

ありがとうございます。

○今本委員長

その他のところは、庶務の方は何かございますか。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

特にございません。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

○今本委員長

では、その次の一般傍聴者からの意見聴取に入らせていただきます。

発表を希望の方、済みませんがちょっと挙手いただきますか。非常に申しわけないんですけども3分程度、きょうは時間厳守をお願いします。

どなたからでも結構なんですが、手を挙げていただけますか。はい、どうぞ。

○傍聴者（酒井）

桂川流域住民の京都の酒井と申します。きょうは最終の委員会でございます。この流域委員会がなくなるかもしれないんです。きょうの議論を聞いておると委員のみなさんの議論も低調です。きょうの運営委員会なりメンバーだけによる内部の会議がありました。私は、午前中から傍聴を求めて申入れの行動を行っています。議論もその中でまとめられていて、私達は初めて報道機関にリンク、情報を伝え聞いたり、情報を受けとるのが私たち地域住民、納税者です。河川管理者いわく、ホームページで見て下さいといわれます。情報化社会とはいわれていますが、今日、日本の社会に経済的、情報化格差があるということはさんざんきょうでも報道され、今後も国会で議論されてます。まさに情報格差、弱者がいるんです。そういうことを委員会も含めて、特に、河川管理者の努力が足らなかったと思います。

昨年、布村局長が就任して以来、淀川水系流域委員会や地方自治体、関係流域住民に対する説明

責任がない、河川行政をどうするのか、全く納税者、住民がわからない。かつ、費用負担については協力をお願いしたい、そんな勝手なやり方はないですよ。先ほど冒頭に発言を求めましたが、12月25日に内部の会議で布村局長が来られたのか、河川部長が見えたのか住民にはわからないですが、そこで今後の進め方をレビュー委員会でやると合意したのか、そのことを委員会なり各部会で一体どこの会議で承認をしたんですか。

淀川水系流域委員会は継続すべきです。私たちは市民団体と共に近畿整備局に対し、布村局長に対して流域委員会を継続して下さいと申し入れました。休止に対する意見書も提出しました、かつ国土交通省河川局の審議会、淀川水系小委員会にも行き、流域委員会の継続をして下さい。休止は納得できないということを、これは以前、近畿整備局におられた足立企画部長です。その小委員会の庶務をなさっていました。私は、その代理の方に小委員会審議にするように意見書を渡してきました。いまだに返事をいただいております、整備局からも返事をいただいております。返答をいただいで初めているいろいろ今後のことについてどうしようとか、我々納税者、住民は考えるわけですよ。費用負担問題とか水道料金の値上げ問題とか、いろいろな問題が現実に目の前で起こっているのです。河川関連工事は、どんどん血税を使って河川改修なり、いろんなことを現在やられてます。そんだけ国は金があるんでしょうか、ないです。公共工事や関連政策について削減して方向が決まっています。

国交省の談合について2月の頭に防止法の適用で調査があると報道されています、国土交通省が公正取引委員会に調査されるわけです。どうなっているのでしょうか。検察も動くかもわかりません、警察も動くかもわかりません、既に関係者の皆さんが事情聴取を受けてるかもわかりません。新聞報道によりますと、当時の関係だけ、トカゲのシッポ切りに終わるのか、そのことについて刑事訴追されるのか、金品の返済を求められるのかどうなるのかわかりません。最近法律が変わりましたが、まだ逃れる道が残ってます。これは国会の議論でも出てくると思います。詳しくは言いませんが、こういうことは国家公務員としての規範に問われます。

今、映画館でヒットしている・・・

○今本委員長

手短にお願いします。

○傍聴者（酒井）

あと1分で終わります。

○今本委員長

3分を倍以上経過していますので。

○傍聴者（酒井）

あと1分で終わります。

○今本委員長

はい。では、手短にお願いします。

○傍聴者（酒井）

最近の映画館でのヒット作品で木村拓哉の「武士の一分」という映画が上映されています。是非、観て下さい。近畿整備局のみなさま。あなた方は昔でいったら下級武士ですよ。一分の精神もないんですか。自分が経験した不正な政官業談合や官製談合やおかしい現場での金の動き、積算、人事異動ついて、不正について、しっかり申告すべきです。その義務があります。

以上です。

○今本委員長

先ほど、25日にこの委員会がどうこうしたかという話がありましたけれども、それはありません。局長は来ておりません。ただ、きょうたまたま時間がとれたからということで、私どもは1時からきょうの意見書の、特に水位操作の問題についての検討をしておりました。そのときにあいさつをされて帰りましたが、あいさつだけです。今のことに対しては、一番最後に河川管理者からそれなりの情報が提供されると思います。

次の方、はい。

○傍聴者（藪田）

「宇治・世界遺産を守る会」の藪田と申します。3点ほど意見を述べたいと思います。

まず、参考資料1の「一般からの意見」のところに2つ意見書を出してます。755が「淀川水系流域委員会の休止と私たちの態度」ということであります。1月10日の記者会見の資料を見ていると、河川管理者は休止決定への批判に対して弁明をしていますけど、全く説得力がないと思います。その中で、私たちの批判を誤解というぐあいに取り扱っておられます。批判の意見をきっちり認識せずに誤解と取り扱う、そこに私はやっぱり河川管理者としての根本問題があるのではないかと。幾ら後から理由をつけようと事実経過を見ていけば流域委員会の休止そのものに道理がない、このことは衆知の問題だと思います。

756は「宇治川の河川整備について」ですが、世界遺産の平等院、宇治上神社を生み出し、それと一体になった宇治川の環境と景観が既に破壊されて危機に直面しているということは訴え続けてきました。これからの河川整備は、さらなる破壊を進める方向じゃなくて修復と復元、治水、環境、景観を同時クリアする計画が必要だというぐあいに考えてます。残念ながら河川管理者が調査検討

中とか、あるいは方針を出さないということで、今期の流域委員会では、宇治川河川整備については十分に議論されてない問題があると思います。それと、淀川河川事務所の「塔の島地区河川整備に関する検討委員会」の問題点をここで明らかにしています。次期流域委員会の要望も書いてますので、ぜひお読みいただきたいと思います。

それで、もう1点、非常に重要な問題は、きょうの意見書の中で審議資料4の「事業中の5ダムについての当面実施すべき施策について（案）」の「3 天ヶ瀬ダム再開発関連」です。もう既に提出されたんですけど、私は流域委員会としては、これは非常に内容がまずいんじゃないかというぐあいに率直に思います。記述が理解できないところ、それから性質の違う問題を一つの文章にしている問題、事実誤認があるんじゃないかということで考えているところがあります。

7ページのところを見ていただきたいんですが、「3-1 天ヶ瀬ダムの放流能力」の（1）の「放流能力の増大」のところですが、ここの文章は理解に苦しみます。現段階における宇治川の河川整備の基本は、昭和46年の淀川水系工事实施基本計画での宇治橋付近計画基本高水量 $1500\text{m}^3/\text{s}$ だと思うんです。ところが、ここの文章は宇治川洪水の話と琵琶湖の後期放流の話がごちゃまぜに書かれているというぐあいに思うんです。宇治川洪水は大戸川ダム、それから天ヶ瀬ダムで調節をして宇治橋付近で $1500\text{m}^3/\text{s}$ ということだと思うんです。ここで琵琶湖の後期放流というのは、その $1500\text{m}^3/\text{s}$ が流れるようになった河川を利用して流すという計画であります。ここで琵琶湖の後期放流が $1500\text{m}^3/\text{s}$ と書かれていますが、琵琶湖から $1500\text{m}^3/\text{s}$ を放流することはできません。これはこれまでも何回も言ってますけど、合流する大戸川からの $250\text{m}^3/\text{s}$ があれば $1500\text{m}^3/\text{s}$ 流すことはできません。それから、天ヶ瀬ダム下流で河川が合流してますから天ヶ瀬ダムでも $1500\text{m}^3/\text{s}$ の放流はできません。そのことは、はっきりしていると思うんです。ですから、1行目と2行目の前半は性質の違う話がまぜこぜになっていると。それから、「塔の島地区の流下能力の増大限界に応じたさらなる検討が必要である」というのは、何を意味しているのか理解に苦しんでおります。

それから、「3-4 宇治川塔の島地区の流下能力」のところですが、「塔の島地区の流下能力の増大では」云々と、前半はいいんです。「河床掘削は極力抑制する」、ここでやっぱり文章を切るべきだと思うんですね。「越水にも耐えられるように堤防を補強する必要がある。」というのがここに入ってくるのは、これはちょっと違うんじゃないかと。つまり、この地区は基本的には掘り込み河道だと思うんです。もし、この「越水にも耐えられるように堤防」云々であれば、その4行下の「宇治川の堤防」のところに持っていかなければ話が合わない。また（宇治川の堤防について・・・は塔の島地区と項を別にすべきもの）ここで越水を予定するというようなことになれば、大体後期

放流で越水ということは、計画上予定はないと思うんです。もし、ここで越水となれば周辺の家屋はむちゃくちゃになり平等院は壊滅するということになります。ですから、これはちょっと中身が違わないかということで、ぜひこれは精査をしてもらう必要があるというぐあいに思います。それで、これを受け取った河川管理者は理解に苦しむというぐあいに思いますので、よろしく願いします。

○今本委員長

次の方、はい、どうぞ。

○傍聴者（近藤）

木曾川水系の一番西の端の揖斐川右岸大垣市から参りました近藤ゆり子と申します。意見書754を出しております、その補完ということで若干述べさせていただきます。

どちらかという2に当たる方を先に申し上げます。ちょっと宣伝になりますけれども、やはりこの淀川水系流域委員会が設置されたことは、私たちにとっては大変大きなことでした。ほぼ10年前、河川法改正があって、そしてその河川法改正というのは、やはり木曾川水系長良川河口堰の運動が大きく引き金になった、これは確かだと思います。その同じ木曾川水系でずっといろいろ問題とストラグルしてきた一人として、ある意味では河川法改正、住民参加、環境重視、こうしたことが本当に多くの住民とともに木曾川水系でも議論されることを願って今まで待ってきました。しかし、この淀川水系流域委員会を休止するという流れは利根川において、そして吉野川において、そして木曾川について、つまり非常にどれも大きな河川なんですけれども、ここである意味では住民の意見を聞かない、もうぱぱぱっと1年以内ぐらいで河川局が用意した原案を、河川整備基本方針はもちろん、河川整備計画もささっと上げてしまうという流れの中で、この休止があるということ非常に残念に思っています。

そして、ちょっと宣伝なんですけれども、その中で私たちは2月14日に「川を住民の手に！国会シンポジウムと国交省要請」ということで、ここにおられる今本先生もパネラーとして来ていただくことになっておりますけれども、東京でそういったことを行います。情報について、もしお知りになりたければ意見書のところに私の連絡先等を明記してありますのでよろしく。

あと、1番に関する「水需要管理の実現に向けて（案）」になっているんでしょうかしら、これはいわゆる利水に関係することなんですけれども、もし本当に淀川水系流域委員会が淀川モデルとして再生されることがあるとすれば、ぜひ議論をしていただきたいものとして、1番のところを出しました。そこにちょっと補足をしたいと思うんですけれども、非常に複雑で私自身もわかっていないんですけど、新規利水という問題と利水一般とは、包括的な関係にはありますけれども全然違いま

すよね。新規利水は明らかに利水者がおり、最終的にはユーザーの負担になるというお金の流れが法的に決まっています。しかし、例えば、この淀川水系流域委員会が休止の間に決まってしまうであろう河川整備基本方針における流水の正常な機能を維持するために必要な流量、これは利水というふうに河川管理者はおっしゃいます。これはユーザー負担ではありません、会計的には治水の方に入ります、多分治水特別会計の方だと思います。利水安全度向上という名前でいろいろ言われるんですけども、このときの利水安全度の利水って何なんだろう。

例えば、木曾川水系では $20\text{m}^3/\text{s}$ を流せる大きな導水管を揖斐川から木曾川までつくるんだ、900億円かけるんだという、私たちから言わせればわけのわからん話が出てきているんですけど、渇水時において $1\text{m}^3/\text{s}$ あるいは $0.5\text{m}^3/\text{s}$ を確保する確保しないというのは非常に重大な問題になるわけですね、取水制限云々を考えると。ところが、これは $20\text{m}^3/\text{s}$ も送ってくれたら、では、楽々水はとれるんじゃないかという、そうはいかない。というのは、それは別会計、つまり治水の方のお金。だれかさんが言ったところの馬飼地点のお魚さんと水生昆虫のための水であって、利水者が取水するための水ではない。こういったことはよく知らされないまま、利水安全度向上のためには水源開発施設があるといいんじゃないのというふうにつながるけど、そうじゃないんですよ、法的にも。この辺のところも含めてきちんとした議論が多くの住民に理解できるようにされない限り、わからない話が続き、最後のツケは一般の人、私たち住民にツケが回される、ここは重大な問題だと思っております。

そして、非常時に、まさに命にかかわる水だということは、そのとおりだと思うんですけども、そうであればこそ、じゃあ遠くに水源施設があれば非常時に水は使えるのか。震災のことを考えてください。浄水施設それから導水施設等ですね、特に水道配管なんかはめちゃくちゃになる可能性は非常に強いです。水源開発をしたら非常時に水が使えるのか、これは大変疑問ですね。渇水もある意味では災害です、震災も災害です、災害に備える水というものは、もっと別の観点で考えるべきではないかと私は思っております。

こうしたことが将来、淀川水系できちんと議論されるような淀川水系流域委員会の再生を心から期待し、皆様方の今までの大変なご努力に敬意を表して終わりにさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○今本委員長

ありがとうございました。

○傍聴者（新保）

「大阪自然環境保全協会」の新保ですが、本日は名張市の一住民として発言させていただきたい

と思います。

名張市の一部では今、下水道料金の値上げの問題で揺れております。これは、いわゆる1996年のロンドン条約で海上投棄ができなくなった、今ごろになって急にそういう問題を明らかにされてきて、実は2900円の処理費を1000円値上げしたいというようなお話が来ましてもめております。先ほど千代延委員から水道料金の値上げの発言がございました。これは非常に高いものになるはずだが金額がわからないとおっしゃっておったように思います。下水道料金の場合でも名張市が下水道整備をした後、4人家族で6000円にはね上がったという話をお聞きします。ですから、川上ダムをつくられて、水道料金は一体幾らになるんやろうというのは、名張市の住民としては非常に興味があります。

水道料金のことも頭の隅に置かれて、協議していつていただきたいなと思います。以上です。

○今本委員長

はい、どうぞ。

○傍聴者（増田）

箕面の増田京子です。皆さん、本当にご苦労さまでした。長い方は6年、そして2期目の方は2年間、大変な議論と、そしてきょうの文書はメールが飛び交って大変だったということをお聞きしております。本当にご苦労さまでした。でも、済みませんけれども、私が要望をしておりますのは、次期委員が決まるまで皆さん延期、延長をしていただきたいということをお願いしておりますので、まだ私はあきらめておりませんので、それが続くと思っただきたいと思いますが。

前回、私は布村局長にあてての抗議文を読み上げさせていただきましたけれども、そのときに、やはり国土交通大臣の冬柴さんに委員の皆さんは会うべきだということを行いましたけれども、その後、河川管理者からも何の音さたもありませんでしたので、私は業を煮やしまして、本当は直接行きたかったんですけど、いろいろ手だてをしましたが会えないということでしたので、昨日、冬柴大臣あてに配達証明つき速達でお手紙と、この間の抗議文に署名を添えて出しました。その冬柴さんにあてました手紙をちょっと読ませていただきたいと思います。

国土交通大臣冬柴鐵三様、大臣におかれましては日々国政にご尽力いただき感謝しております。突然のお手紙、失礼いたします。大阪府箕面市の市会議員の増田京子と申します。

早速ですが、箕面市も関係しております淀川水系流域委員会について、お手紙と同封の要望書を届けさせていただきます。ぜひ、ご一読いただき賢明なご判断をお願いいたします。大臣も御存じのように、今回、近畿整備局が河川整備計画の議論がされないまま一方的にこの6年間続いた淀川水系流域委員会休止を打ち出しました。1997年の改正河川法に基づき設置されたこの委員会ですが、

当初から傍聴してきた私は、またお墨つきを与えるだけの委員会かと懐疑的でした。

しかし、傍聴者発言も許され、議論が進むにつれ、幅広い考え方を取り入れ、本来の河川と人とのかかわりを追求する非常に重要な委員会となりました。それは、ひとえに参加している委員、また河川管理者、そして事務局の真摯な対応です。もちろん、それが十分かといえば物足りなさもありますが、しかしこれまでにない委員会であり、これぞ民主主義と思える会議でした。大臣がこの委員会を直接見られなかったことは非常に残念です。河川管理者が文書を作成するのではなく、委員みずからが議論し考えをまとめ文書にするのです。これこそ市民参加の究極ではないでしょうか。私も傍聴者発言をするためにさまざまな学習をし、また多くの方の参加も求めてきました。

そして、この委員会は行政の縦割りを超えた議論がなされてきたとっております。だからこそ人の生活の中からの声が届いたのでしょう。このような委員会を一方的に休止することは民主主義の崩壊とも言えるものです。大げさと思われるかもしれませんが、やっと重たい扉をあけた国土交通省の、その民主主義の扉を大臣、あなたの手で閉ざさないでいただきたいのです。休止であって中止ではないと言われますが言葉の問題ではありません。今、一方的に休止をするという、この行為そのものが問題なのです。

どうか近畿地整にあてた要望書にも目を通していただき、即座に再考を求め、次期委員が決まるまで現委員の延長を認めてください。もう時間がありません、近畿地整に再考を求め続けましたが答えは変わらず、局長は全く出席もされていません。官製談合の疑いが持たれている今、国土交通省の汚染を広げていいのでしょうか、それを払拭できるは大臣、あなたしかありません。どうか、美しい国つくりのためにも重要な委員会を閉ざさないでください。

以 上

2007年1月29日

増田京子

という内容で送らせていただきました。私は本当に1月31日までに大臣が読んでいただけるかどうか分かりませんが、まだ期待を持っております。そして、万が一これがだめで、やはりレビュー委員会をつくって、次期委員は4月ごろという話ですけれども、そうなるのであれば、私はこの委員会が提示してきたというのは、今言いましたように本当に国土交通省だけで治水ができるものではない、人の命を守るには今もいろいろ傍聴者発言がありましたけれども、利水につきましても厚生労働省や農水省、いろいろな管轄を超えなければならないということがはっきりとわかってきた。

ですから、私は検証されるべきは委員会ではなくて河川管理のあり方だと思っております。です

から、今本委員長と寺田委員はこのレビュー委員会に出られますけど、ぜひその辺のことをきっちり議論をしていていただきたいと思います。そうしないと本当にいい、人の治水や安全を守る利水、そういうものが今後検証できなくなると思います。この道を閉ざさないでいただきたいというをお願いします。そして、1月31日の夜中の12時まで、私はシンデレラのように待ちますけれども、もしそうなった場合、今までの信頼関係は本当に崩れるんですよ。一たん崩れた信頼というのは本当になかなか回復できない。けれども、やはり私たちは本当に治水と利水、そして環境のために続けていかなければいけないということで、きょうは、ここにいられる皆さんに提案をしたいんですけど、傍聴者として今後もこの流域委員会のあり方をチェックし続けていきたいと思しますので、そのような会を立ち上げればと思っております。ですから、本当の河川とは何かということを含めて、委員の皆さんも一緒にこれからもやっていきたいと思しますので、きょうでもう終わったと思わないで、これからもぜひよろしく願いいたします。

要望としておきますので。ありがとうございました。

○今本委員長

ありがとうございます。では、真ん中の方、はい。

○傍聴者（野村）

どうもご苦労さまです。「関西のダムと水道を考える会」の野村でございます。私どもは淀川水系を水資源開発、利水という角度から見てきましたので、きょうの委員の皆様のご意見の中で金盛委員のご意見ですね、「水需要管理の実現に向けてに対する意見」というものを述べられましたが、それについて一言申し上げさせていただきたいと思っております。金盛委員はこの意見書の中で、淀川フルプランあるいは利水安全度、それから安威川ダムの利水、あるいは湧水シミュレーションですね、この4点について述べられておりますが、私達からしますと非常に形式的な意見というふうに聞こえます。

その中で例として安威川ダムを取り上げさせていただきたいと思うんですが、このダムは大府営ダムというために、この流域委員会では特に取り上げられたことはないんですが、金盛委員が述べられておりますので、私も大阪府民の一人として申し上げたいことは、ここでも「正式な審議会を通った計画であるから今さら何も言うことはないではないか」というような趣旨のことをおっしゃっていますが、ご承知の方もありますが、このダムによって新規に開発される水量というのは、わずかに1日1万 m^3 です。ご承知のとおり大阪府営水道の規模というのは200万 m^3 です。200万 m^3 の大阪府営水道に対して、わずか1万 m^3 を供給するダムをつくるというのは、大阪府民の普通の感覚からいえば、そんなことは何とでもなるであろうというふうに思うわけです。

ね。それに対して金盛委員は非常に形式的なことを述べられているというふうに思うわけです。

私は、以前、金盛委員がたしか副知事をされていたときだと思いますが、安威川ダムの地元に行かれて、車作地区とか生保地区とか水没する地域に直接行かれて基本契約を結ばれたという経歴をお持ちだということも承知しておりましたので今まで何も言いませんでした。しかし、委員となられた以上は、やはり委員の立場でもう少し踏み込んだご意見も聞かせていただきたかったというふうに思います。

以上です。

○今本委員長

では、一番後ろの方。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川ゆう子です。淀川水系流域委員会は新しい河川法にのっとなってどんな河川整備をやるべきなのか、それを実現するために委員と河川管理者が協働でやってきた事業です。きのう提出した意見書にも述べましたように、流域委員は健康上、生活上、仕事上、少なからぬ犠牲を払って活動を続けてきたことを河川管理者はどの程度理解をしてくれていたのでしょうか。特に、ダム計画地の地域に職場や家があるという委員の方々は、本当に生命の危険も感じるような環境の中で良心に従って発言をしてくれていたことを本当にわかってきていたのでしょうか。もし河川管理者が流域委員の真摯な思いを十分に理解してくれていたなら流域委員会休止などという選択はなかったはずだと思います。レビュー委員会では流域委員会が河川法にのっつた正しい意見を述べているかどうかを評価していただきたいと思います。そのときに河川管理者が流域委員の仕事をどう評価しているのか、それを初めて聞くことができると期待しています。

2月からは河川管理者がせっかくくれた休暇ですので、ここで1つ提案をさせていただきたいと思います。出張流域委員会を提案したいと思います。これは多くの委員がやりたいと願っているながら、実際にはほとんど実現することができなかった、それは余りにも意見書の審議が多忙でスケジュール的に困難だったというだけのことなんです、そのことに関しては本当に多くの委員が悔いを残していらっしゃると思います。一般の住民は流域委員会の考えを河川管理者の説明やパンフレットでしか知りません。あるいは報道です。多くの誤解があると思います。住民が流域委員の考えを聞きたい、意見交換をしたいと願ってくれるなら委員との橋渡しをさせていただきたいと思います。謝金も交通費も何の見返りもない計画ですが、流域委員の熱意におすがりしたいと思います。もし、住民から企画が持ち上がりましたら、ぜひご参加をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

流域委員会がたまたま休暇を得たということで、流域委員会の新たな川づくりの考えをもっと広く世に問う機会にさせていただきたいと思います。さまざまな意見書の提出で、さぞお疲れのことだとは思いますが、2月からもさらなるご活躍をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○今本委員長

はい、どうぞ。

○傍聴者（森本）

三重県の伊賀市から来ました「伊賀・水と緑の会」の森本です。まず、流域委員会の皆さん、長年の間ダムをめぐる問題について、学問的見地からいろいろ研究をされまして、種々の提案をされてきたことにつきまして敬意を表します。

しかしながら、私の住んでいる川上ダムについては、今のところ肝心なことは何一つ解明されていません。例えば、水道水の問題、活断層の問題。活断層についてはきょうの申送書の11ページにも出てます。それから、自然環境の問題、挙げるならばオオサンショウウオの問題、こんなものはまだ何一つ解決されていないというか、めどが立っていないわけです。2つについて、ちょっと触れておきます。

まず、活断層については、私たち木津川上流のダム関係の事務所をお訪ねして、こういうことがわかっているんだけど調べてくれはるんですかと言いますと、調べますとおっしゃいます。いつ調べてくれはるかと聞きますと、ゴーサインが出たら調べますと。僕らの常識と全然狂っとるわけです。ゴーサインが出たら、もうダムをつくるということ。それから活断層を調べてどうすんねん。その出る前に調べて、僕らに説明をしてもらわんと納得いかないわけです。全然我々住民の常識と国土交通省の方の考える考え方とは狂ってしまっているという感じがしてます。

それから、例えばオオサンショウウオについても目下研究中と、その現況説明の要請を出しました。調べてますとおっしゃってるんですが、実際のところ自然の中でのオオサンショウウオについてはよくわからないという方が多いんです。広島市の安佐動物公園という、ここはオオサンショウウオの研究の権威の動物園なんですが、ここが一月ほど前に本を出しました。その中で、実はオオサンショウウオについては、まだ調べる方法がはっきりしておりませんと。何歳になっているかということも自然の状態では調べるすべがまだついておりませんと、はっきり書いてあるんです。人工的に飼育したやつは、それは何年たったかわかります。しかし、自然の状態の中では、一体メスが受精に可能な卵を何歳ぐらいから産むのか全然わからん。まず、年の調べようがないというんです。それでいてオオサンショウウオの研究が進んだと言えますか。で、パンフレットを見ますと、

自然のオオサンショウウオやオオタカやとか、いろんな生物のことがわかって、皆さんに理解してもらったらダム建設に進みますとパンフレットには書いてます。それまでダムは進まないのですか。その辺をしっかりと返答というか、教えていただきたいと。願わくば、ダムはそれが解決するまで進まんようお願いしたいと。

以上です。

○今本委員長

ほかは。はい、では。

○傍聴者（木村）

リバープロジェクトの木村と申します。住民参加のさらなる進化に向けてということで意見を述べさせていただきたいと思います。

最初に流域委員会ができた当初から住民意見の反映についての諮問はされておりましたが、6年間待つてようやくここまで来たみたいですが、大変失望しました。細かいことは追って意見書として提出しますが、内容的には非常に薄っぺらなものになっております。第1章で言いますと、一番の問題は、まだ住民側が十分に理解をしてないと。住民対話集会を開けるレベルにまで住民がまだ理解してないという状況が至るところで見られました。これはひとえに河川管理者側の責任です。きちっと説明をしてないということです。

それから、第2章は冒頭のところに3つに分けてあるんですけども、これは一言で言えば荒唐無稽と言えらると思います。知識を有する住民、それから知恵を醸成している住民、その他ということになりましたけれども、知識と知恵は全く次元の違う問題です。これを同じ次元で大別するということはできません。それから、知恵によって住民のグループ分けというのは不可能です。知恵というのはいろんな意味というか、非常に幅の広い言葉です。これによって住民をグループ分けすることは不可能です、できるならやってみてください。やらなくても、こういう方法でやったらできるというのを示していただきたい。それができない限り荒唐無稽と言えらると思います。

それから、第3章に各合意形成に向けてのステップが書いてあります。どこかからコピーされてきたものだろうと思いますけども、このコピーの内容を具体的に、どういう会議をどういう形で開いたらいいのかということを書いていただきたいという意見は以前に述べたと。残念ながらできておりません。これは次期の流域委員会で、ぜひこのロードマップをつくっていただきたい。合意形成に向けてどのようなステップを踏めばいいのか、それを具体的に書かないと河川管理者側としては非常に、何をどうしていいのかわからないんじゃないかと思ひます。そういう大きなことを書くのが流域委員会の任務であつたのではないかと私は理解しております。しょうもない河川レ

ンジャーの転用とか、専門家パネルを設けるとか、そんな細かいことを書かずにもっと基本のことをきちっと書くべきではなかったかと。詳細ばかりたくさん書いてスペースは大量に使っておりますけども、そういう意味では非常に内容のない答申になっていると思います。

以上です。

○今本委員長

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○傍聴者（浜田）

失礼します、三重県伊賀市から参りました「伊賀・水と緑の会」の浜田といいます。委員の皆様、大変ご苦労さまでございました。また、傍聴してこられた市民の皆様も本当にお疲れだったと思います。各方面、本当にきょうまでの会議のご努力に感謝したいと思います。

2つの点で申し上げたいです。1つは、申し送りの委員の文章の中に、ダム計画地の移転者に向けて、ダムの工事がおくれていることについての説明責任を果たしてもらいたいという文言があったわけなんですけれども、このところでちょっと思うことがあります。それは、私ども地元で利水・治水に関する住民討論会を行ったことがあります。そのときに移転者が大勢いらっちゃって、ダムをつくらぬと言ったから移転をしたんじゃないかと、つくらないとは何事だということを本当に大きな声で数多くの方々が発言され、席を有しておられました。

その点で、私はやっぱりその方々はふるさとを喪失したからそういう声を上げたんだろうと思うわけなんです。私もそういうことであるならば、きっとそういう言葉が出るんじゃないかと思うぐらい、やっぱりふるさとを喪失するということの重みというものをぜひ考えていただきまして、国は、ここに道をつくる、ここにダムをつくる、ここを工事するというのを、言葉は悪いですけど勝手に計画を上げてくるわけなんですけれども、その方々、一人一人の住民、そういう方々にぜひ思いをはせていただきたい。ふるさとを喪失する方々に対するメンタルな手当てを。工事をおくらせる説明責任プラス、もし万が一に、あるいは十に一つもその計画が中止された場合にどうなるのかというところにまで及んだ説明を河川管理者は行うべきだというふうにぜひ意見書に書いてもらいたかったなと思います。それが1つ。

それと、もう1つは、名張の下水道料金のご発言に伴いますが、私ども伊賀市民は将来水道料金がどうなるんでしょうか。そのところを、金額を公表しません。いつか411円という数字が出たんですが、それを出したり引っ込めたり、出したり引っ込めたりする地元の水道局なんですけれども、そのことがどういうふうに家計に響くのかということを知らされていません。これって「後出しじゃんけん」だと思います。こんな卑怯なことないです。後で、実はこういうふうな料金になる

と言われましたら、もうみんなやる気を失って、国の行方にもかかわることにもつながる、この日本の国を捨ててしまうということになりかねないと私は言いたいと思います。ですから、知らせるべきことは知らせてもらいたい。知らせてほしいと、私たちは言っております。水道料金は幾らになるんですかと、そのことに対して河川管理者は、具体的数字を出して誠意を持って答えてもらいたい。この2つを思いました。

以上です。

○今本委員長

ほか、いかがでしょうか。

どうもありがとうございました。予定した時間が大分延びましたが、本当に多くの方にご出席いただきましてありがとうございました。

きょう終わるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

国土交通省近畿地方整備局は、改正河川法による河川整備の新しい理念の具体化と充実した住民参加手続の実施について、並々ならない強い改革の意欲をもち、それを実現するため、平成13年2月、淀川水系流域委員会を設置されました。

淀川水系流域委員会は、設置に先立って本委員会のあり方を検討した準備会議の答申に従って、従来にない新しい審議方式を導入し、今後の公共事業の計画づくりのモデルとなることを目指して、常に河川管理者と協働しつつ、真摯に審議してきました。本委員会は、設置時に諮問された「河川整備計画原案について意見を述べること」「関係住民の意見の反映方法について意見を述べること」並びに平成17年2月の第2次委員会から追加諮問された「河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価について意見を述べること」という目的を達成するため、通算500回を超える委員会・地域部会・テーマ別部会などを開催し、適宜とりまとめを発表してきました。

しかしながら、平成19年1月31日の委員の任期満了をもって、本委員会は一旦休止されることになりました。本委員会の最も重要な役割は河川整備計画原案について審議することでありましたが、原案の提示を待ちつつ、ひたむきに審議の準備を進めてきたにもかかわらず、原案が示されることなく、委員会が一旦とはいえ休止されることは、委員会としてきわめて残念であります。

今後、本委員会推薦の委員も参加したレビュー委員会において、本委員会の活動の評価がなされますが、より進化した委員会の設置につながる審議を期待しています。

河川管理者におかれては、本委員会の設置時の意欲を思い起こし、公募による委員の選出、徹底的な情報公開、住民参加の実施、委員会による自主的な運営といった本委員会の骨格を継承した次期委員会を、可及的速やかに再開されるよう、切望いたします。

次期委員会におかれては、新たな河川整備を実現するために、本委員会を超える意欲をもって審議に当たられるよう期待しています。

明後日から淀川水系流域委員会は休止に入りますが、再開されました次期委員会に対しましても、これまでと変わらぬご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、労をいとわず対応をいただいた河川管理者の皆さん、熱心に参加いただいた傍聴者の皆さん、貴重な意見を寄せていただいた一般の皆さん、委員会の運営を支えた庶務の皆さん、すべての関係者の皆さんに、委員一同、心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

簡単ではございますが、本委員会が休止されるにあたってのお礼の言葉とさせていただきます。

平成19年1月30日

淀川水系流域委員会委員一同

ありがとうございました。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川部長 谷本）

河川部長の谷本でございます。ただいま丁寧なごあいさつをいただきまして大変ありがとうございました。近畿地方整備局といたしまして、この淀川水系流域委員会の委員の皆様への御礼と、それから整備局として今後の取り組みについて一言ご報告をさせていただきたいと思っております。

淀川水系流域委員会委員の皆様方には、公私ご多忙にもかかわらず貴重な時間を割いて終始意欲的にご議論を交わされ、その成果として数々の意見・提言をおまとめいただきました。この間の熱意とご労苦に対し心から敬意を表しますとともに厚く御礼を申し上げます。皆様方には、これまで500回を超える委員会や部会等の議論の中で、数多くの貴重な意見や提言をいただきました。これらは十分議論を重ねた見識として大きな評価に値するものであり、河川管理者としてもこれまで最大限尊重し、具体の取り組みとして実施しているものも少なくありません。また、今後においてもこれまでの委員会活動で得られた成果を生かしてまいります。

これからは現在審議中の河川整備基本方針が作成された後に、河川管理者が作成する河川整備計画の原案に対する意見を聞くこととなりますが、基本方針の策定にはまだ時間を要する見込みです。一方、お願いをしていた諮問事項につきましては、きわめて厳しいスケジュールを精力的にこなしていただき、おかげさまで任期内に答申をいただくことができました。このため時間的な関係で、結果として流域委員会は一たんお休みする状態となりますが、流域委員会が休止になることが目的ではなく、もとより廃止する考えは全くありません。一時休止ということが唐突な印象を与え、流域委員会委員を初め関係の皆様にご心配をおかけしましたが、今後は不安や混乱をもたらさないよう適宜、適切に対応してまいります。

この機を利用して流域委員会の約6年間を一たん振り返って、その実施概要の整理や偏りのない等身大の評価を行うことを目的として、今年度末を目途に流域委員会委員や河川管理者等が協働でレビュー作成を行うべく、オープンな形でのレビュー委員会を設置し、第1回は2月7日に開催する予定です。また、レビュー委員会における議論の参考とするとともに、レビューに関しての幅広い情報共有のため現流域委員会委員による懇談会や自治体首長による懇談会、住民参加型のシンポジウムを開催することなどの工夫を図るつもりです。河川法には都市計画法等のような意見聴取等の詳細な手順が示されておらず、淀川を初め、各河川において試行錯誤でさまざまな手法により意見聴取等を行ってきています。レビュー委員会において明らかになったよかった点、改善すべき点については淀川水系でのさらなる発展に活用するとともに、それぞれの水系ごとに取り組みされているさまざまな工夫の一つの参考にしていただけるものと考えています。

レビューも踏まえ、次期流域委員会の委員選定のための自薦・他薦の委員公募等の手続は来年度早々にも開始する考えです。流域委員会等の詳細はレビューを踏まえ決めていくべきものですが、河川管理者としては学識者・住民・自治体等の意見の聴取、反映及び住民参画をこれまで以上に高めたものにしていくつもりです。また、委員会で仮に実施中の事業等に否定的な意見が出されたとしても、これまでと同様それを妨げるつもりはありません。自由な意見が出されることは当然のこととして尊重されるべきものです。河川管理者は今後とも透明性、客観性、住民参加を推進する姿勢に変わりはなく、上下流にわたりほぼすべての住民がよりよい川づくりに関心を持ち、より一層理解が深まるよう取り組んでまいります。

現流域委員会委員の皆様方におかれましても、今後ともさまざまな局面でご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

○今本委員長

どうもありがとうございました。私は、やはりいい川づくりのためには河川管理者に頑張ってもらいたい。また、これからの川づくりというものは住民が参加してやらない限りいい川づくりはできない。我々委員も、もちろん意欲を持ってやらねばならない。私はこの委員会でも反省すべきは多々あると思っております。ぜひいい川づくりに向かって実現されることを期待いたしまして、この委員会は休止に入ります。

庶務に返します。

5. 閉会

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

これをもちまして淀川水系流域委員会、第56回委員会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

[午後 6時11分 閉会]

■議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
2. 確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
3. その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、お名前を議事録に明記したうえで、確定とする。